男女貞潔之理想　會長島田三郎

公娼廢止之主張　副會長安部磯雄

明治四十四年八月一日創刊
大正七年十一月一日第三種郵便物認可
（大正八年十二月十日印刷）（大正八年十二月十日發行）（毎月一回十日發行）



# 廓清

第九巻第十二號



東京　廓清會本部發行

# ライオン齒磨本舗發賣の

清新の趣味あふるる

大正九年

# 當用日記



◉定價七十五錢

◉送料十錢

▼裝釘善美　濃き群青のクロース地に瀟洒なるドローイングで平和色の紋をあらはし、清新の香があふれてをります。

▼製本堅牢　いくら手荒にあつかつても、決して綴のこはれないやうに十分に意を用ゐてあります。

▼用紙精良　すらすらと金ペンの走り心地よきやうに、最も質のよい、最もなめらかな、最も色の白い紙を用ゐてあります。

▼趣味清新　日記全體からくる凡ての感じが、非常に精練されてありますから、皆樣方の鋭敏なる近代的感覺に十二分の御滿足を與へる事が出來ます。

▼内容充實　前附奥附の二百餘頁はさながら一の百科全書を成してをります。

東京市本所區外手町

ライオン齒磨本舗廣告部

振替口座東京四八三五五

大賣捌所

（東京）
東京堂
上田屋
至誠堂
東海堂
北陸館

（大阪）
盛文館

全國各書店にあり

◉御注文の際は必ず雑誌『廓清』による旨を申添を乞ふ◉

# 會費改定

今般評議員會の決議に依り會則を改め、從來正會員會費は年額一圓なりし處、來る十二月より年額金貳圓（月額十六錢六厘餘）に改定し、機關雜誌の內容を充實し一層の活動を試むる事と相成候につき、此段御了承相成度及御通達候也

大正八年十一月

廓清會長　島田三郎

**注意**

既納の會費は換算の上不足額を申受く。

集金は年二回、一圓づゝ集金す。

# 廓清會會則

（大正八年十一月改正）

第一條　本會は廓清會と稱す

第二條　本會は本部を東京市神田區表猿樂町十番地に置き、支部を各地に設く

第三條　本會の目的は公娼制度を廢止し、男女間の道德を高め、且つ各種の方面より社會を廓清するにあり

第四條　本會は其目的を達せんがために左の事業をなす

（一）毎月一回『廓清』と題する雜誌を發行すること

（二）時々適當の出版をなすこと

（三）各地に講演會を開催すること

（四）調査部を設け必要なる諸般の調査研究をなすこと

（五）其他主張徹底の爲めに必要なる手段をとること

第五條　本會は本會の趣旨を贊成する男女を以て組織す

第六條　本會に左の役員を置く

役員は總會に於て之を選擧す

| | | | |
|---|---|---|---|
| 會長 | 壹名 | 會計理事 | 壹名 |
| 副會長 | 貳名 | 主事 | 壹名 |
| 理事 | 拾名 | 書記 | 若干名 |

第七條　會長は會務を統理し副會長は會長を補佐し且つ必要の場合は之が代理をなす

理事は本會の實務を執り會計は本會の會計を掌る、書記は本會の事務記錄及雜誌編輯等を擔任し主事之を統ぶ

第八條　本會に評議員若干名を置く、評議員は總會に於て之を推薦し、本會に對して必要なる助力を與ふ

第九條　本會役員及評議員の任期は各一ヶ年とす、但し重選するを得

第十條　本會に入會せんと欲するものは原籍、現住所、職業、氏名、年齡を記し本部に申込むべし

第十一條　會員を分つて維持會員、正會員の二とす

維持會員とは年額金三圓（乙種）の維持費を負擔するもの又は金六圓（甲種）以上を出資するものとす

正會員とは年額金二圓づゝの會費を負擔するものとす

第十二條　會員には總て機關雜誌を配付す

第十三條　總會は毎年六月之を開き事務報告其他會務を議す但し必要の場合は臨時總會を開くことあるべし

廓清
THE PURITY
大正八年十二月
第九巻第十二號



# 廓清時言

## 大正八年を送る

大正八年は人文史上最も重大なる意義を有する一ヶ年なりき。歐洲大戰は本年を以て平和を克復し、所謂世界改造の大機運を迫出したり、力卽權利の獨逸哲學は破れ、佛蘭西革命に端を發する自由平等の思想、デモクラシーの思潮は澎湃として世界に漲り、各種の社會運動は洪水の堤防を決したるが如き勢を以て、社會の革新文明の改造を促し來れり。

卽ち先づ婦人問題にありては、英國に於ては多年獰猛なる運動振りに却つて反感を買ひ居たりし參政權問題を解決し、六百萬の婦人有權者を出し進んで被選擧權をも獲得し、更に數日前の倫敦電報は婦人の上院議員をも認むるに至りたるを傳ふ。米國に於ては元より既に夙く政治上社會上經濟上殆んど對等の地步を占め、最も遲れたりし獨逸に於てすら、戰後一躍して六十餘人の婦人代議者を有する狀態にあり、本年に於ける婦人問題の急激なる進展は全く驚歎に値す。嘗てウヰラード女史は、十九世紀に於ける最大發見は女子を發見したるにあり、と叫びたりしが、大正八年は實に人類の半を社會上政治上經濟上より解放して、人格の自由發展を遂げしむるに至りたる文明史上の一大時期を劃する時といふを得む。

特に勞働問題に至りては昨年に比して僅に一年の歲月を以て全く隔世の感を與ふる程奇蹟的躍進を遂げ、我國に於てすら昨年迄奴隸狀態に安眠せる勞働者が、倏忽九天直下の勢を以て自覺し始め、將に資本家を壓倒せんとす。すでに八時間制を採用するの餘儀なきに至れる工場も少からず、我委員は亦國際勞働會議に出席して、勞働は商品に非ずとの大義によりて勞働者の共通自覺を進め、幼年職工の問題、婦人夜業の問題をも議し、頻々

たるストライキは一歩一歩其地位を高め、治安警察法第十七條の撤廢、勞働組合の公認亦遠きに非る形勢にあり。

政治上に於てもデモクラシーの思潮は、普通選擧論の勃興となり、今期議會の一大問題となるべき形勢歷然たり。國際聯盟の批准亦近きにあるべく、ウヰルソン氏は米國の先例を破り三度大統領候補に立ち、此の人類悠久の平和の爲めに盡す處あるべしと傳ふ。

最後に看過すべからざるは禁酒運動にして、大は米國より小は芬蘭土に於て禁酒の宣言をなし佛國の如き葡萄酒國にすら盛んなる運動起り、今年は實に人類の社會より怖るべき酒精の害毒を絕滅すべき世界的禁酒運動の第一年たるが如し。

如斯にして文明史上の一大轉期たる大正八年は暮れんとす。

顧みて感慨無量。我等廓淸會員は創立第十年たる文明改造の第二年を如何に迎へんとする乎。

## 頻々たる風教問題

赤阪靑南小學校の體操教師は、少女を凌辱して之を自殺せしめ。府立第一中學の英語教師は、妻を代ふること弊履を捨つるが如く數回に及び、結婚の名によりて多くの處女の貞操を弄び、事實上の一夫多妻を行ふて其極貞操蹂躪の訴を起され。赤阪氷川小學校にては、同窓會幹事が教員室に藝妓を連込みて痴態の限りを盡し。弘前の某小學校には女教員が春畫を校庭に落して物議を起す等。最近一ケ月、吾人の耳にせる教育社會のみを擧ぐるも、何ぞ風紀問題の頻々たるや。

更に最近社會の耳目を聳動したるは、霧島艦長海軍大佐横尾某の息孃五名が、別居せる生母を慕ふて家出せる件と、開業醫平久保某の妻女が四人の愛兒と共に毒を仰いで横死せる事件なり。吾人は之が眞相を探つて論評を試みんとするには非ざれども、如斯は決して稀有の慘劇にあらず、頻々として潛在する事實たるを思ふ時、慷慨默し難きの情なき能はず。

無理解なる今日の結婚制度と放縱なる男子の性的道德とは、我國の家庭を擧げて多少淺深の差こそあれ、類似の事情なからんや。僅に陰忍に馴れたる、屈從に目醒めざる、婦人の自重若くは卑屈の爲めに之が爆裂を見ざるのみ。死人の口を掩ふて強度のヒステリーに因すとなすが如きは憎みても餘りあり。婦人のヒステリーは殆んど男子の壓制と不品行より來るを通則とするに非ずや。

公娼制度を布きて男子の汚行を公認し、婦人の貞操を蹂躙するを官許する國に於て、此種の慘劇の頻々たるは當然の事のみ。婦人の自覺運動によりて婦人の地位を向上するとも、勞働者の自覺運動によりて勞働者の地位の向上するとも、根本に於て男女の性的道德に目醒むるなくんば、家庭の幸福は求めて得べからざる也。

## 活動寫眞の差別撤廢

吾人が兒童の活動寫眞より受くる害毒と利益とを論じて、大人の活動寫眞館へ入場を禁じ、別に兒童活動寫眞館の設立を要望したるは一昨年の一月なりしが、更に三田谷ドクトルは三四月に亘り本誌上に身心兩面より詳細なる研究を發表し兒童の分離を痛論せられたるが遂に當局亦看る處を同うして甲乙二種に分ち、兒童の甲種觀覽を禁止したるに、何故にや今十二月警視廳は此差別を撤廢して、兒童の自由觀覽を許す事としたり。

聽くが如くんば乙種興行が經營困難なりとする運動の奏効したる爲なりといふ。兒童が如何に寫眞を熱愛し身心に影響を及ぼすかを思へば、實に由々敷大事也。少くとも教育家諸君は結束して、差別復活の爲めに努力せざる可からず。(江南)



# 普通選擧論

廓清會長 島田三郎

## □新社會の鬱勃たる不滿と要求

明治の社會も四十五年を經て大正と變じ、元年から計算すれば五十二年になる。此間教育の進步文化の普及は民心に著しき變化を生じ、昔時の階級制度は僅に其遺影を存して其精神は一變した。此時に當つて世界の大戰を經て日本の四邊を圍む空氣は澎湃としてデモクラシーの波浪を寄せ來り、內外相應じて社會の一新を要求しつゝある。玆に於て此思想に伴はざる舊時の形態を維持せんとするものと、新しき要求に應ぜんとするものと、二つの潮流が陰然として對抗し、其解決を求めてゐる時期に際し、更に此形勢を促す處の新事實が加はつた。それは世界經濟の大變動と、我國財政方針の不健全との結果、或る一方の階級は當然の報酬以外多大の不合理なる利益を占め、他の一方は生活の脅威を受けて。乙は愈々窮迫し甲は益々放漫となり、此の二派の階級か相擊つて其平準を失つて居る。之が爲に社會の安定が保てない勢が既に閃めいてゐる。昨年は米騷動に現はれたが、今年は頻々たるストライキを現出して居る。ストライキは給料の增加によつて其一部を緩和して居るが、此外に或特種の人々は喚聲を揚げずして胸中密に鬱勃たる不滿を懷いてゐる。此種の者は社會の各方面に遍滿して之が種々の形式と言議とを以て其端を現はし來つて、今や何れにしても大勢の上から新社會の要求に應じて諸般の問題を解決し、以て其不平を慰し、社會の平和を維持せねばならぬ時期が迫つた。

不平の二字は決して忌むべきものでなく、恰も疑懷が發明の原因なるが如く、不平は進步の原因である。よく之を導けば舊核を脫して新鮮なる萠芽をきざし、花も咲けば實もなり、社會は其利益を受くる。之に反して是を善導せず是を抑壓すれば、恰も水を抑へるが如く堤防を破つて橫流汎濫し、田園を沒し家屋を壞つの災害を招く。我等は速に現代の不平均を矯めて世界共通の平等精神を疏通せねばならぬ。

## □現代に於ける二大潮流の對立

　勞働問題に就ても、大別して二つの意見がある、日本は特別事情があるから、世界共通の約束から除外して欲しいといふ要求がある。資本家は勿論此基礎に立ち、政府の當局も之と歩調を一にする傾がある。之に反對するものは自覺し始めた勞働者側の友て、又進歩思想を抱く識者の希望であるが平和會議に於て形式だけでも日本は五大强國の一に列してゐる顏役であるから、世界の諸國と歩調を共にせねばならぬ。日本の論者は人種の平等を要求した論據からいつても、勞働者の人格を内部に認めて人類を器械扱にする奴隷の遺習を脫却し、自ら劣等國たるの不面目を免れねばならぬと主張する、それから治安警察法の第十七條は勞働組合を實地に不可能ならしむるもので、勞働組合が認められねば勞働者の代表者を選む團體がない、これて文明國の仲間入をしやうなどゝは意外の要求であると憤慨してゐる。資本家や官吏の方面は日本の現狀に於て十七條は必要である。勞働者に縱斷の組合はよろしいが、横斷の組合は尙早しといふのが内務大臣の意見てある。新聞法は表面に於て自由出版を許した如くであるが、裏面に於ては行政權を以て頻々とこれを制限する。此豫告に違へば發賣の禁止が來る。此事は是非共徹底的改正を要するといふ主張があるかと思へば、反對の方面には日本の現狀に於て之を必要だと考へるものがある。禁酒問題は從來宗敎家の獨占の如くてあつたが、世界に於ては政治問題となり立法問題となり、特に勞働者の上進を促す點から一層此問題が重大となつた。幼年禁酒法は何れの國ても早く行はれて、更に數歩を進めて大は米合衆國の如き、小は芬蘭土の如きも本年に入つて永久の禁酒國と決定した。然るに日本に於ては幼年禁酒すら理由なく貴族院に握り潰されて、或縣に於ては警察官が亂醉して同僚と喧嘩の上傷を蒙つた事實がある。東京府内に於ては小學訓導が酩酊して電柱に觸れて卽死したとかある。如斯世界後れの現狀に對して多くの政治家は無感覺てある。更に之に反對の聲を擧げざるのみか、却つて日本は特別な國て酒と禮式と結付いてゐるから酒は永久に必要だと考へてゐるものがある。稅法の不合理に至つては最も驚くべきもので抵抗力の弱い個人からは取易くして、勢力のある會社や金權家からは取るを憚り、直接稅に手を觸れずして多く間接稅を賦課するのを從來の行政官の遣り方として居る、斯くして貧富の懸隔は益〻甚しく、中等の社會は漸次に絕滅せんとする危機に迫まつてゐる。如斯にして止まざれば結局上下の二層が衝突する危險がある。此場合に至れば有識無產の中等社會は、其財產を失つて貧民團の内に混入し、其多數の力を背後に負つて、其鋭き知識を利用し金權閥と格鬪するに至る。不祥な例であるが諸國に起る忌むべき變革は此の如き形勢が生んだものに外ならぬ。

## □議會の廓淸は普通選擧の一斷のみ

　以上列擧したる問題の如き、算へ來れば殆んど盡きないが是に向つて解決を與ふべき重任を負ふ議會は、此大勢を解決しやうといふ力なくして、流れに沿ふて空しく浮游してゐる

のみてある。具體的に云へば議會は此の潮流に無感覺てあるが如く見える。何故てあるか、蓋し議會の議員が現狀維持を便とする階級の上に立つて居るからてある。年齢は五十以上の戸主、財產は土地の所有者若くは同種類の財產を有つてゐるものが、投票權を持つてゐるから、多數の議員は此階級の歡心を得なければ議會に立ち難い。故に代議士は國民の代表に非ずして是等一部少數の特權階級の代理人たるに過ぎぬ。試みに著述家敎育家新聞記者凡て精神の勤勞者に向つて選擧權ありや、と問はゞ、其少壯有爲の人は殆んど口を揃へて選擧權なしと答ふるてあらう。今や此の代表權なき新しき階級の人々は現狀打破を要求してゐる。近時生活の壓迫が急激にして貧富の懸隔日に甚しき爲めに、此等の人は無限の感慨を懐いてゐるのてある。たとへば市會の三級制度の如き、間接税多數の税制改革論の如き、生活必要品の輸出禁止論の如き同種類の輸入税撤廢の如き、皆目前の困難を緩和する手段てあるが、此等のことが一向に精神的に論議せられざるは何故てあるか。一言以て之を掩へば議會の多數が國民全體を代表して居らぬ結果てある。其他勞働問題に就ても出版自由の問題に就ても、一向に振はないのは同じ原因から來る、之を解決するは何によるか、新しき思想の洗禮を受けた人々を議會に送るより外はない。何によりて之を齎らすとが出來るか、曰く普通選擧てある。凡の問題を解決する唯一の鍵は是てある。

## □恐る可きは憲法無視の直接運動

普通選擧に對する反對の論者は國民文化の程度が玆に至つてゐないといふにある。せりつめれば尙早の二字に歸するのてある。併し何れの國に於ても、參政權を多數に與へんとする時は、此の二字を楯として反對するのてあつて、是は月並の反對論てある。而も唱へる人が果して充分の政治的敎育を受けた人てあるかと云へば、かういふ人が却つて政治思想の鈍い人なのは滑稽てはない乎、之に對して我等は多くの辯論を必論としない、蓋しあらゆる知識は經驗から來る。文字を解し普通敎育の校門をくゞつた人は我國の人口中歐洲諸國に比し決して我が少しといふことは出來ぬ。然るに政治に對する感覺の彼に鋭くして我に鈍きは何てあるか、之は多年少數者が政治を獨占して、政治の趣味を人民に與へざりし結果てなければならぬ。此のことに就てマコーレー卿は云つた。『或者は水泳術を知らない人を水に入れて泳がせるは危險てある先づ水泳の術を敎へて然る後水に入れるの安全なるに如かずといふが、水に入れなければ水泳術は覺えられぬてはないか』と、言簡なりと雖も極めて其要點を得てゐる。普通選擧を拒む今日の論者は、內外の形勢が極めて平等に傾き、階級制度を漸次平等の精神に引付けつゝあるを知らぬのてある。

更に切言する。議會があまり國民の要求に觸れぬことゝなれば、國民は議會に求むることを絕望する、其結果は所謂直接運動となる。直接運動は實に憲法無視の運動てある。憲法の無視は國家を危殆に陷れるものてある。故に吾人は如何なる場合に於ても國民をして立憲的行動をとらしめなくてはならぬのてあつて、其爲めには此の時代遲れの議會を改造せねばならぬ。是れ憲法に忠實なる愛國者の希望てある。

# 驛屯土拂下問題

＝特に半政半商の黨に乘ぜんことを恐る＝

廓清會長　島田三郎

## □驛屯土の歴史

朝鮮各道に一種の官有地あり、驛屯土と稱す。古來半島に現はれたる幾回の革命の後、前代の臣民にして新朝に仕ふるを屑とせざる者は之に對して特別の待遇を與へ、其生活を安全にし同時に臣節を保持せしめ、以て反心を生ぜざらしむ。是れ驛屯土の起原なり。其待遇法たるや前代の臣民が仕を好まざるときは彼等を各道の驛路に配置し、其附近一定の地區を劃して之を耕さしめ、其賦役は數頭の馬匹を畜へて驛傳の用に供するのみにして、他に課税なし、蓋し非常の特恩なり。李朝に於ても亦前代の例に倣ひ此制を襲用せしかば、驛屯土の住民は李朝の下に五百餘年間比較的安慰の生活を遂げたり日鮮併合の後總督府は、土地整理の一部として驛屯土の制を廢し、其地を測量して普通の地租を徴することゝせり。歴朝襲用の制度によりて土地に繩延びあり。傳馬の賦役以外地租の賦課無かりし土地が、測量を經て地積は確定増加せり。改革によりて俄然非常の増税を蒙りたれば、祖先以來幾百年間驛屯土に居住し來れる鮮人は、忽ち安處を失ひて人心爲めに動搖せり。此時に乘じて内には姦猾なる鮮人の誘惑あり。外には東洋拓殖會社を筆頭とし營利に鋭く資力に富める者の活動あり、窮餘の驛屯土住民は其懸命の地を賣却して放浪の氓となりたり。

## □總督府の失政と住民の苦境

此時に當りて若し鮮人に遠慮あり當局に達識ありたらんには、此の如き處置は他日に患を貽すべきを豫知して之を緩和するの方策を講ぜしなるべし。然るに事此に出でず總督府は寧ろ之を便として拓殖會社に便宜を與へ狡猾なる鮮人は土地所有の觀念幼稚なる驛屯土住民を誘ひて其地の賣買を紹介し、此間に奇利を占めて安價に土地を賣放たしめたり（半島人中に此時一反三百圓に賣買ありしと言ふ者あるも事實は大抵水田五十圓畠三十圓なりしといふ）此の如くにして安處を失へる鮮人は、家族を率ゐて間島若くは滿洲に走れり、今日稱して豆滿江東百五十萬の鮮人ありといふ（實數百萬乃至百

五十萬）是等の移住は種々殊なる事情あるべしと雖も、要するに驛屯土の移住最も多きは事實なり。

移民の生活は在鮮の時よりも困難なり。然れども唯物質的生活難のみにあらず、幾百年間安住せし父母の國を離去せるが爲めに、懷舊思鄕の念胸中に絶えず燃へつゝありて、他の誘因に遭へば動搖の患あること必然の勢なり。特に前途に絶望して南洋支那米領等に亡命散居せる比較的氣力ある鮮人は如何なる方法によるも半島に復歸して舊態を觀んことを熱望し居たるが、世界の變局に際し各方の鮮人互に應策して起てり。是を本年三月に現はれたる騷擾事變とす。

## □明治維新と士族授產策

事情此の如くなるが故に、鮮人を驅りて窮地に立たしむるは唯人道上非難せらるゝ問題のみにあらず治安上愚劣拙惡なる方策也目前の利益以外眼識なき私人の拓殖家が土地の利益を壟斷せん爲めに此途を取るは言ふに足らずと雖も、半島の新領に治安の重責を負へる總督府廳としては、之を帝國の利害に考へ、之を内外の公論に鑑み、深思靜慮以て永久治安の大計を策定せざるべからず。

我明治維新より引續きて封建の廢止を斷行し、之が爲めに大名武士は其特權位置を失へり。但し大名は變じて華族となりたるも其生活は安かりき、武士は士族となりて特權を失ひ又生計に窮せしかば、明治四年以後若干年間士族授產の事業は内政の一大要務なりき。森林を拂下げ又拓殖の地と資とを給したり、而かも暴動相繼ぎて各地に起り、終に十年の内亂を見るに至れり。同族の日本人として治者被治者の間に疎情なく又官廳に專ら士族を採用し以て新政を行へる明治の改革に於てすら時に遭はざる士族が生活を脅威せられたる結果尙此の如かりき。鮮人は日韓併合によりて其舊籍を失へり。彼等は我士族の如く待遇せられずして生活は脅威せられ、日本民族に輕侮せられて好望前途に絶えたり。彼等は唯抵抗力弱きが爲めに服從するのみ、若し其力あらば維新以後の士族となりしならん。況んや其田を奪はれ、其居を逐はるゝことありて、之を遮り之を保つこと士族授產策の如き施爲なきに於てをや。

## □驛屯土拂下問題起る

本年三月の事件ありて之に對する公論中外に坌起せり、其反響は總督の更任となり、總督の新政となれり。是れ將來の政策を確立し、以て鮮人の心を一新し、以て中外の望を繼ぐべき絶好の機會といふべし。然るに最近聞く處によるに新政の一として驛屯土拂下の提案ありといふ。現在の驛屯土面積約十二萬五千町歩大略其一半は田、他の一半は畠にして各六萬二千五百町歩あり、總督府明年度豫算二千五百萬圓中、五百萬圓を驛屯土十二萬五千町歩中より拂下げ又は貸下げによりて得んとする豫定なりといふ。

此計畫は是耶非耶吾等の觀る所を以てするに目前改革費を支辨するの一事に於ては極めて機宜の便法ならんも畢竟短見の方案のみ、之を永遠の政策としては甚き失計なりと評せざるべからず。今に於て新政の方針を確立し以て鮮人の心理

狀態を一變せざれば半島の治安を確保し、以て中外の望を繫ぐと能はざるべく、驛屯土の處分に於ても亦然り。依然舊轍を履みて其途を改めざれば、在外の鮮人は半島不安の鮮人と相呼應し、釁に乘じて起るを止まざるべし。之を我封建廢止以後の士族に考へ、又在米の愛爾蘭民族と相應じて絕えず英國を窘むる愛爾蘭人に鑑みよ。鮮人抵抗力なしといふこと勿れ、生活の脅威は狗を化して虎を爲さん、況んや外人の同情世界の變局は此勢を助長するに於てをや。往年驛屯土の處分は既に現在の禍根となれり、今又殘餘の地を一時に拂下げ其代價を豫算の收入に組入れなば、眼前豫算の編成に便なるべし、されど驛屯土住居の鮮人は價格低廉なりとも一時に之を納むること能はず、勢ひ內地の富豪若くは半政半商の徒の手に歸すべく、斯くして其地に居住する鮮人は結局驅逐せらるべし。是れ怨聲を間島滿洲に揚ぐる鮮人を增加すべくして斷じて民心を一新する政治の方針にあらず。

## □朝鮮經營の根本思想

今日の計は恰も維新以後の士族に對する心を以て鮮人に對し、驛屯土の如きは之を土着の鮮人に拂下げ、代價は年賦納付の方案を立て以て彼等の安心悅服を計るべし。是によりて唯此有限鮮人の心を服するのみならず、廣く一般鮮人の心を服するに足らむ。物質に於て得るよりも精神に於て得るを長計とす。唯鮮人のみならず普く中外の公論に是認せらるべし、是れ豈新政の大なる收獲にあらずや。

然らば豫算は如何に之を計畫すべきや、曰く新領土經營に必要の資は國務須要の費也。之を中央より補足するも毫も吝むべきにあらず、之を公債に求むるも亦避く可きにあらず、若し姑息苟且一時財計の都合の爲めに鮮人驅逐の結果を招き再び動搖の禍根を遺すが如き失計を爲さんには、天下の公論と外人の誹議とは必ず反對の聲となりて現はれん、況や狡猾なる政商に乘ぜられて醜態を暴出し、天下の物議を招くの危險あるに於てをや。當局三思を加へざる可からず。

### 職工賃金騰貴率

東京商業會議所の調査に係る戰前戰後の各職工賃金騰貴率左の如し

| 職名 | 三年八年六月（錢） | 八年九月（錢） | 騰貴率（割） |
|---|---|---|---|
| 陶器轆轤 | 六九 | 三〇八 | 三四、六四 |
| 塗師 | 一三八 | 三一三 | 一二、六八 |
| 錺職 | 一五七 | 三九二 | 一四、七九 |
| 袋物 | △一五四 | 二七七 | 七、九〇 |
| 染物 | 五一一 | 三六八 | 七、四〇 |
| 洋服仕立方 | △一六〇 | 二五〇 | 五、一〇 |
| 岡縫方 | 一八一 | 二五〇 | 三、八〇 |
| 木挽 | 一二一 | 三一五 | 一六、〇〇 |
| 大工 | 一四一 | 二六四 | 八、七〇 |
| 瓦葺 | 一一三 | 二六七 | 一三、七〇 |
| 屋根 | 一一六 | 二一一 | 八、二〇 |
| 煉瓦製造 | 一二三 | 二六九 | 一一、八〇 |
| 煉瓦積 | △一二九 | 三七六 | 一九、二〇 |
| 指物 | 一一九 | 二六四 | 一二、二〇 |
| 建具 | △九五 | 二六三 | 一七、七〇 |
| 疊斷 | △一一一 | 二一八 | 九、七〇 |
| 靴 | 一一一 | 二〇〇 | 八、〇〇 |
| 下駄 | 一三〇 | 五六九 | 一〇、七〇 |
| 植木 | 一三七 | 四二一 | 二〇、七〇 |
| 石工 | 一三〇 | 三〇〇 | 一三、一〇 |
| 馬具 | 一三〇 | 三七〇 | 一八、五〇 |
| 綿打 | △一〇二 | 二三〇 | 一二、五〇 |
| 活版植工 | 一七六 | 三七六 | 一一、四〇 |
| 〃摺 | 一四四 | 三三三 | 一三、一〇 |
| 杜氏 | 二〇七 | 四七二 | 一二、八〇 |
| 漁業 | 一八〇 | 二八七 | 五、六〇 |
| 下男 | 二〇〇 | 六〇〇 | 二〇、〇〇 |
| 下女 | 二二五 | 五二五 | 一三、三〇 |

（備考右表中の△印は季節に由る騰貴率を示す）

# 現代の勞働問題（二）

早稻田大學教授
廓清會副會長　安部磯雄

前號に於て述べた最後の所で、勞働者の勞働時間が短縮された曉には、是非とも其の剩餘の時間を利用して勞働者を敎育するといふ考へを忘れてはならぬ。青年會館の如き或は夜學校の如き敎育機關を設置して、青年又は幼年勞働者の精神敎育といふ方面に周到なる注意を拂ふ事に努めなければならぬ。若し夫等の手段と方法とを講ずる事に於て忽せであるならば、それこそ短縮された剩餘の時間が長くなれば、なるだけ、其所に弊害が百出するといふ事になつて、お互に面白からぬ結果を見るに至るといふことを述べたが、然らば其の最善の方法と手段とは何かといふ事に就て少しく述べる必要があるから、順次其の要點に就て縷述して見やうと思ふ。

## □敎育機關としての勞働組合

先づ第一に勞働組合といふ事に就て說明する必要がある。是れは勞働問題の研究の順序として、是非とも玆に述べて置かねばならぬ所のものであつて現在の多くの人達の考へでは勞働組合と謂へば直にストライキを爲すが爲めの組合が出來る樣に思つてゐるのは大なる誤りである。私の考へては勞働組合といふものは、極めて有効なる彼等の敎育機關であると信じてゐる。或者はそれなれば別に新しく組合などを組織せずとも、現在に於て幾多の機關があるではないかと言ふ人もあるかも知れない。けれども夫れが果して彼等の多數を收容する事が可能るであらうか、又は有效なる敎育機關が設けられてあるであらうか。悲しいかな、今日の狀態では滿足なる夫等の機關が設備されて居らぬと云つても敢へて差閊がないのである。

凡て事は自分自身で遣ることが何よりてある。外部から遣るといふ事は慈善になるが、それは道德上から見ても甚だ有難くない事である。而して實際の上に於ても其の效が少ない矢張り自分自身で遣るといふ事が最も效がある。然るに外部から遣るところの卽ち慈善にあつては、效を奏する事が極めて鮮少なる許りか、それが爲に國家は租稅の中の幾分かを割いて其機關の設備を爲さねばならぬし、又た社會も同じく相當の設備を要する事になつて、其の結果はお互に負擔といふものが益々重くなる許りなのである。然るに勞働組合が設けられそれに依つて敎育が出來るといふ事であれば、是より最良の方法はないのであつて、國家も社會も共に其の經費が削減される事になるのである。政府當局者は是等の事態に就て

知つてゐるのか、又は知らぬのであるか、恐らくは知らない筈はなからうと思ふが、現在に於ける勞働者救濟方法としての施設を觀ると、勞資協調會といふやうな會を設置する以上多分彼の機關に依つて勞働者の教育的方面に向つて盡さうとする考へのやうであるけれども、實は餘り好ましからざる事であると思ふ。勞働者自身に於て出來るものを許さないで置いて、一方に於い强ひて仕事を爲さんとするやうな事は、洵に片腹の痛い事と謂はなければならぬ。

## □勞働組合と相互保險

さて勞働組合といふ事に就て述べて見やう。此のことは勞働問題の中で最も重要なる問題であると私は信じてゐる。そして此の勞働組合には三つの目的があつて、其の第一は相互保險に關する事である。相互保險とは一體恁麼ことか。それは組合員がお互に毎週幾干の金を納めるのであるが、今日に於ける勞働者の收入といふものは、昔日のそれと比較して觀ると少ない筈はないのであるから、先づ我國にあつては一週間に五十錢位づゝ必ず納めなければならない。一ケ月であるならば一圓乃至三圓位を納めなければならない。其の代り保險さへすれば萬一病氣に罹る事があれば、それから疾病治療金を受ける事が出來る。その受ける金額の多寡に就ては組合に依つて相異なるのは勿論であるが、先づ自分の現在所得額の半分位は貰へる、一日五圓の所得であつた者は二圓五十錢とか、又は多いのになると其の三分の二とか、兎に角生活に窮するやうな事がないやうな程度に貰へる。そして此の保險は普通の保險とは其の趣が異にしてゐて、自分が納めて置いて自分が貰ふのであるから、この機關さへあれば決して心配する事はないのである。萬一死亡した場合などにも、組合から葬式を出す事は勿論、其の遺族に對しては弔慰金を與へるといふ仕組であるから、政府は何より先づ此の勞働組合の設立といふ事を奬勵すべきである、若し此の組合がないならば、勞働者は病氣に罹つたら最後、忽ち貧困に陷つて何うする事も出來ず、仕方がないから社會の慈善に頼らなければならないといふ結果になる、然るに此の組合さへ設立されゝば自分達の組合の爲めに、政府にも又た社會にも厄介を掛けずに濟むのである。

## □勞働組合に對する政府の誤解

今歐米各國に於ける勞働組合の狀況を觀るに、英國には五百萬の組合員があり、又米國には二百萬からの組合員がある。是れが皆自分達の力に依つて、最も規律よく、最も整頓した極めて立派な自治團として、少しも國家や社會の厄介になつて居らぬといふ事は、寔に何れの方面から觀るも利があつて害のない事と謂はねばならない。我國に於ても工場には共濟組合といふものが設けられてある、が無論勞働組合に比較すれば有效でないといふ事は論ずる迄もない事であつて、第一其の掛金といふものが甚だ少ないし、加之に獨立の團體ではないから何うしても十分な效果を奏する事が出來ないのである。我國の共濟組合は資本家が之れを監理してゐて勞働者の容喙を赦さない。從つて其の組織は勢ひ官僚的にならざるを

得ないから、勞働者が假令病氣になつて當然その貰へる筈の手當金をも右から左へとは呉れない。此の間或る共濟組合の話を聞いたが、其の組合では病氣になつても却々金を呉れないので、其の本人は非常に困つたさうである。實際彼等の生活といふものには然う有り餘る程の餘裕がないのであるから、病氣に罹れば直ぐに貰へるものは貰ひたいのは當然であつて又た斯る場合に呉れるといふ方針が共濟組合といふ趣旨の根本でなければならない。然るに其の組合では病氣に罹つてから二三週間位經つて、漸く貰ふ事が出來たといふ話である。之れなどは如何に官僚的であるかといふ事を明ら樣に發揮してゐるのではなからうか。

斯る弊害を除却するには何うしても相互保險といふ方法に據らなければならないのである。それ丈けでも勞働組合を許す理由があるところではない。寧ろ政府は是れを大に奬勵して大に鞭韃する事が肝要である。それが爲めには法律を作つて、組合は金錢出納の事務といふものがあるから、私にするやうな事が出來ないやうに、法律に依つて是れを保護してゐるやうに勞働組合を法人と見做して取扱ふ可き筈なのに、我國の政府當局者は如何なる考へを持つてゐるのか、頗る曖昧な態度を執つてゐるといふことは、勞働組合といふものを誤解するが爲めに外ならぬと思ふ。卽ちストライキを怖れるが爲めであらう。

## □デモクラシーと勞働組合

第二の點は、勞働組合といふものは有效なる教育機關であるといふ事である。元來勞働者の多くは小學校の教育だけを卒へた者で、それ以上の教育を受けた者は極めて稀れである大抵は小學校さへ卒へれば直ぐに勞働せなければならない立場に置かれてゐる者が多いといふ事は我々の見聞する事實である。で勞働組合が組織されると、先づ其の事務所が大抵は本部になつて、一種の倶樂部のやうなものになるから、其處には僅かとは云へ新聞雜誌等が買入られる。そして勞働者は夜になつて用がなければ、其處に集つて志ある者は讀書するなり、又は他の者と樂しく談話するなりして、精神の慰安と修養といふ方面に向つて娛樂を求める事になる。尤も幹事の內には或は自分自身で多くの書物を藏する者もあるであらうし、又た青年會なりに行つて修養する者もあらうけれども、併し乍ら書物を讀むといふ事だけが教育といふ意味ではない。他に最も大切なる教育がある。それは何であるかと云ふに、勞働者たる彼等自身が一つの團體を組織して、そして其の自治團體をして圓滑に運用せしめて行くといふ點に於て、所謂デモクラチックの教育を習得する事が出來るといふ。畢竟デモクラシーといふ意味から觀る時は、此の勞働組合なるものは其の最も好く適合して居る所のものであつて、今日流行しつゝあるデモクラシーの思想から云つても甚だ欣ぶ可き事と謂はざるを得ない。

謂ふ迄もなく現在に於ける國家が團體として運用せしめて行く所のものは、國民より選擧された議員が相集つて議決する所謂代議政體である。けれども其の選擧されたる議員が國

民全體を代表するものであると云ふ事が出來るか。今日普通選擧といふ所謂デモクラシーの立場から觀ると、それは國民全體の代表者と見做す譯には行かないのである。デモクラシーとは可能的多數の人達が相集つて、議決するといふのが理想である。昔はスパルダやアンゼスの町民が或る所に集つて政治を議したといふ事は我々の知る所であるが、現に瑞西の或る一部地方へ行くと天幕の下に部落の人達が相集つて、そして自治政を行ふといふ事であるが、是れが即ち民主政治と稱する所謂デモクラシーであつて、凡て我々の遣る事は此處に來なければならない、けれども今日では斯る形式を採る事が出來ないのである。何故なれば社會が非常に複雜になつて來て、團體の全員が相集つて議するといふやうな事は至難になつたからである。

## □二種の教育を有する勞働組合

然るに勞働組合だけは完全にデモクラシーを實行しつゝある。彼等は三百人が三百人皆な相集つて、そして其處で自由に自己の意思に依つて投票する。そして自分達の間から組長を選び或は書記や幹事をも選ぶのであるから、其の選むだ組合長に信頼して喜むで是れに服從するといふ事になる。若し然うでなければ組合は成立しないのであるから、彼等は眞實に自分達の信ずる人達を選むで指揮を仰ぐといふ事を考へなければならぬ事になるのである。我國に於ても稍々是れに類似した團體がある。それは彼の產業組合の如きものであるが、併し乍ら動もすれば其の組合の幹部が會費の私消などを遣つて、團體の運用上に鮮からぬ支障を齎すやうな虞れがある。然るに歐米各國に於ける勞働者は、平素勞働組合といふものに依つて鍛錬されてゐるから、決して斯る不眞面目な事をしない。常に組合に依つて自己を修めるといふ點に於て、修養されてゐるが爲めてある。斯るが故に勞働組合といふものは、國民を教育する上に於て極めて有效なる機關であつて、何を措いても先づ此の機關を設けなくてはならない。各組合が一つ〳〵デモクラチックであるから、若し此の組合が多くなれば多くなるに從つて代議政體の運用といふ點に於て、非常なる效果を齎すことになるのは當然でなければならぬ。斯くの如くに自分達の信頼する人に服從するといふ精神を養ふと云ふ事は、極めて大切であつて、茲が何事をも遂行し得るといふ根柢の築かれる所である。我國の勞働者が彼の國のそれに及ばぬ所以は、如斯一方に於ては自個の修養と他方に於ては團體的訓練の教育を受ける事が其の相違を示すのである。

## □凡てを勞働者に委任す可し

從來の事實から觀ると、歐米諸國に於ける勞働組合の中から幾多の異彩ある人物が輩出してゐる。其の人物の多くは組合員中から選らばれた純粹の勞働者て、委ねられた總ての仕事を專門的に遣つて居る。そして其の内から多數の國會議員が出て居るといふ狀態である。元來英國の國會議員は俸給というものがなかつた。然るに是等勞働者の代表者が續出するやうになつてから、我々勞働者は別に財產といふものがある譯てはないから、代表者に對して俸給を給付して貰はなけれ

ばならないといふ事を要求するに至つたのである。始めは無論代表者を國會に送つた其の組合から俸給を出してゐたのであつたが、是れは宜敷國家が仕拂ふ可きものと爲して、最近にあつては國家から議員に俸給を支拂ふやうになつたのである。現在に於ける六十三人の勞働黨議員は、全部純粹の勞働者であるといふ事より考へても見上げたものである。

彼の國の歴史を觀ると大學の教授や、國會議員や、社會事業等に携はる人達が其の先導者となつて遣つた時代もあるけれども、現在では最早何事をも自分達の手に依つて遂行しつゝある。是れを我國の近狀と比較して觀ると丁度我國の現在の勞働問題のやうに、或る特別なる先導者があると同じやうな時代もあつたが、漸次それが勞働者の向上と共に彼等自身て遣るやうになつたと同樣に、我國の勞働問題も矢張り然うなつて來るのは疑ひを容れぬ所である。又然うなつてこそ此の問題が眞に解決し得られるのであつて、此の意味から我國に於ても速かに勞働者自身に遣つて貰らふやうにして、早く手を引かなければならぬ。それには先づ勞働組合の設立を奬勵する事である。組合が組織されゝば當然其の中から大人物が現はれて來るのは、從來幾多の實例の示す所である。

## □堂々たる英國勞働黨議員

英國に於ける實例では、自由黨と勞働黨との二派があつて國會議院に於ても互に向合ひになつてゐるのである。前部の腰掛には主領が並んでゐるが、此の間は約二間位しかない。昨年の總選擧以來政府黨が最大多數を占め頗る優勢であつて前勞働黨の議員は三十名であつた處を、六十三人といふ多數が當選した。而して此の勞働黨員は全部結束合同して、他の議員に相對抗し得るといふ事であるが、その議員は全部純粹なる勞働者であるといふ事から考へても實に驚かなければならない事と思ふ。如斯事實から考へて見ると大學教授などは一體何を爲して居るのであらうかと疑はざるを得ないのである。彼等は兎も角もケンブリッチやオクスホードの大學を卒業して來たものであるにも係らず、それが勞働者と同じであるといふ事から想像しても、如何に勞働組合といふものが、教育機關として有效なる活きがあるかといふ事は、此の例に依つて觀るも瞭らかな事ではなからうか。單にそれ許りでない。國務大臣が三四人まで出てゐるのである。嘗て歐洲戰亂の半に於てロイドジョージが内閣を組織するに當り、極めて敏速を要する事であるからといふので軍事内閣を組織したのであつたが、其の最も主なる衝に當る五人の内の首領たるヘンダーソンといふ人は、小學校を卒へてから機械職工となり、擧げられて組合の主導者となつて、それから國會議員となつて遂に大臣となつたのであるが、之れから考へても實に光焔萬丈と謂つて差支がないのである。そして其の所以は何處に存するか、謂ふまでもなく勞働組合のお蔭でなければならぬ。如斯有效なる教育關機を我國に於ける政府當局者は何と觀てゐるであらうか。熟く考へなければならない事と謂はざるを得ない。

## □ストライキと勞働組合

第三の目的は謂ふまでもなく團體の勢力を用ゐて資本家に對するといふ事は、個人々々が單獨の力で對抗するよりは極めて有效であるといふ點である。元來文明の進歩と共に凡てが團體的となつて來て、個人の力といふ者は極めて弱い者となつて來た。何事に依らず現在の社會は團體的取引となつて或團體と他の團體とか、國家と國家とか兎に角團體の力で遣らなければ其效を奏する事が至難になつて來たのであるから、何うしても微々たる個人の力よりは團體となつて資本家に對しなければ、資本家が勞働者の意見を容れて呉れないやうになつて來た。だから何うしても二百人なり又は三百人なりが代表者を選むで、そして資本家に談判しなければ效力が少いから、團體を組織するといふことが必要になつて來る。團體の力に依つて遣れば多くの言葉を要する必要はない。直に解決し得らるゝのである。

今日の問題は凡て輿論であつて、政治既に然りであるから其の輿論が大なれば、大なる丈け其の活き方が速いのである。勞働者も又然うであつて、團體的行動を取らなければ非常に不利益である。而已ならず却つて自分達の立場を危くする虞れが無いとも限らないのである。だから運動するには先づ輿論を喚起して、團體的行動を採り飽く迄も意思を徹底せしむるといふ上に於て、是非とも勞働組合なるものは必要なものでなければならぬ。茲に於てか初めて有力なる勞働者のストライキが起るのであるが、是れは附物であつて止むを得ないのである。宜し有力なるストライキが起つたとするも、それは以上述べた處の三つの内の一つ、即ち二分の一にしか當らないのであるから、ストライキの爲めに勞働組合を是認しないといふやうな事は實に嘆かはしい次第である。

## □ストライキは怖る可きに非ず

前に述べた共互保險などは元來二つの方法があつて、其の一つは勿論相濟の目的の爲めに用ひられるのであるが、他の一つはストライキボンドと稱して取つて置く、そして變事に處する場合には其の積立金を用ゆるから、歐米諸國に於ける勞働者の態度といふ者が頗る强硬なのである。斯く單獨よりは聯合一致して遣る方が有力であるといふので、大なるストライキが起り四十萬人乃至七八十萬人といふ大多數が頑として動じないといふ結果になる。過般英國に起つた石炭坑夫のストライキは其の數八十萬人に達し、又鐵道從業員のストライキは是れも四十萬人以上であつたといふ。亞米利加に於ける鐵道從業員のストライキも四十萬人であつたといふやうに、徹底的のストライキが起るのである。或者はストライキを非常に嫌ふけれども、元來勞働者に取つてはストライキといふ方法は唯一の武器であつて、之れが爲めに歐米諸國に於ては勞働組合を認める以上、勞働者の權利として是れを認めるといふ事が原則となつて居るのである。成程ストライキを遣るといふ事を一寸考へると、誠に荒々しく聞えるが、組合といふ團體の力に依つて遣るストライキは決して荒々しい事をせずに濟むのであるから、然う心配する事はないのである。若し亂暴なる手段で遣るといふ事であれば、それこそ政府は警察の手に依つて之を慰撫し、軍隊の力に依つて是を鎭壓し

而して法律の力に據つて容赦なく處罰する事も能るのであるから決して亂暴を働くやうな事がある可き道理がない。

## □組合は却つてストライキを制す

組合の力があつてストライキを爲す場合には、積立金から生活費が出るのであるから然う騒いで解決を急ぐ必要がないのである。其の場合彼等は唯仕事に從事しないで凝乎形勢を觀望してゐるといふ方法を採るのであるから、それに對しては無理に仕事を爲さしめる事は出來ないといふ丈けである。斯くの如くストライキは今日に於ける勞働者の唯一の武器となつたのではあるけれども、勞働組合が出來ればそれが爲めに直にストライキが多くなると考へるのは、實に其の誤りも太甚しい事と謂はねばならぬ。それが立證を得るには統計表に就て觀れば直ぐ判る事であつて、勞働組合の爲めにストライキが頻々として起るといふやうな考へは全く見當外れの考てある事が判るのである。

我國に於ける狀態は近來位ストライキの多い時はない。勞働組合が出來れば多くなるといふ事から考へて此の傾向は何う觀られるか。勞働組合が組織されないに係はらず、如斯ストライキが頻々として起るではないか、勞働組合とストライキといふ事が深い關係を有するものなら、現今に於ける狀態は將に組合が組織された秋でなければならぬ。然るに勞働組合は未だに出來て居らないのではないか。況んや勞働組合は理由なきストライキに贊同して積立金を浪費するを恐るゝから、却つてストライキを制するのである。（以下次號）

## □世界で第二位を占める
## ◉日本の結婚費

△文化の程度が低い證據▽
△第一位はお隣りの支那▽

歐米各國人が新家庭を作る爲に何程の結婚費用を費してゐるか而して之に對する我が日本人及び支那人が幾許の結婚費を支出してゐるか兩者を比較する時に頗る面白い對照が見られるのである此の比較は各國に於ける上中流の各家庭三百戸宛に就いて調べた最も信用すべき最近の報告てある先づ

◎**年收一萬圓**　の家庭を上流家庭とする英國に於ける此種の家庭では普通男女何れの子供が生れても生後二十歳に至る迄毎月一圓宛の貯金をしてやる二十年目になると元金二百四十圓利子百六十圓合計四百圓となる之に父母から同額の補助をして合計八百圓を小供の結婚費に充てるのが慣習となつてゐる此の八百圓は年收一萬圓に比べると八分に相當する金額だ即ち英國に於ける上流社會の男女の結婚費が年收の八分である然らば佛獨は如何てあるか佛獨では結婚費が年收入の一割てある米國は二割てある伊太利は四割、西班牙は五割露西亞は八割我が日本は二十割而して支那は三十割と云ふことてあつた次に

◎**年收二千圓**　の家庭を中流と見做し此等の英國家庭が如何にして子女の結婚費を作るかを見ると前述上流家庭に準じて男女生後二十歳迄毎月二十六錢宛貯蓄する二十年目には元金が六十二圓四十二圓四十錢利子が三十八圓二十錢計百圓六十錢其れに父母から同額の補助をすると合計二百一圓二十錢となる之が彼等の結婚費となるのだ此の大凡二百圓の結婚費を年收入の二千圓に對比すれば中流英國人の結婚費は年收入の一割である佛獨に於ては其れが同じく一割てある米國では二割と云ふ勘定になり伊太利では四割、西班牙では七割露西亞では八割、日本では二十五割支那では三十割と云ふ勘定になる此の調査に依つて何人も思ひ及ぶであらう文化の程度が高く生活の向上した國民程結婚費用が割合に少額で之に反した國民程多額の結婚費を使つて居ることを。

# 女子の天眞

日本女子大學校長　麻生正藏

## □婦人問題研究の三要點

「婦人問題とは一口に云へば男女の差別を撤廢することだと云へやう。併し男女を同一のものだと見ての議論であるならば私は贊成が出來ない。特別に女子は劣等なものとして男女の區別をなすのに反對するといふ意味なら勿論贊成である。そこで問題は、男女は差異があるものか又ある方がいゝかといふ事になる。卽ち一は事實問題であつて。一は理想問題である。然らば男女は性質の上に如何なる差があるか。女子には何ういふ變つた處があるか、又ある方がよいかといふ事を第一男女比較心理から、第二生物學から第三社會上、の三方面から研究して見やう。

先づ男女の比較心理の方から考へて見るに、從來非科學的獨斷的意見が學者や小說家によつて說かれてゐたが、科學的研究の結果は、女子は記憶に長じ、直覺にたけ、感情に勝つて居ると思はれてゐたのは全く俗斷であることが分り、一般的には智力の方面にも男女の差異は見出されぬといふ事になつた。尤もまだ科學的研究の始まつてから僅に十五年位にしかならぬから、色々不完全な點はあるが、要するに今日迄の研究に於ては、決して女子だから劣るといふやうな事は云はれぬ。それから今度は其の變化の方面はどうであるかといふ事を考へて見る道德上からいふならば、聖人とか大惡人とかいふ者が男女の別に由て如何に現はるゝか、學者にしても非常に偉い人は男子に多く女子に少いかといふ變化の方面を見ると、歷史上は大學者大聖人大惡人は皆男子であるが、今日の若い青年を調べると差違はない。實驗心理の上からはどうも變化性の差違は見出されぬ樣である

## □男女の比較心理と生物學的見解

此の變化性の差違といふことは大切な問題であつて、此處から職業の問題が起るのである。卽ち如何なる職業が適して如何なる職業が適しないといふ樣なことになる、哲學は女子に向かぬとか化學は女子に適せぬとかいふ議論も出るのであるが、此の變化性の研究の結果はその差別がない事になつた。此れは英國のカールピヤソンといふ人が述べたのが始めて今日はそれを認めて來たのである。

それては男女の間に智力の第一次的差別はないにしても、女子に智力の發達を妨げるものはないかといふ議論がある。それに就て第一に考へられるのは月經である。女子は此爲めに妨げられて男子と

同樣になれぬのだといふ。之は有力な議論て、高等教育高等職業の反對は此點にあるやうてある。が之亦今日は實驗心理の結果、そんな事はないといふ事が明になつた。

其次は男女の間に本能、感情、趣味の上に差違はないかといふので、之は却々て大切な問題てある。米國の心理學者のソンダイクは男女には各特有な本能がある。男子には爭鬪本能があり、女子には母心本能がある。之は男女の大なる本能てあると論じた。之に對してそれ程てないといふ議論もあり、又あつてもそれは境遇から來たもので、男子にも父性があり女子にも爭鬪本能があるといふ反對がある。又母心本能にも三種類の人があつて女子の中にも隨分甚しい子供嫌ひがある又中位の人があり、非常に子供好きな強烈な母心本能の人がある。而も文明國は段々此の母心本能が衰へつゝあると論ずる者がある。

趣味の問題も、女子は非常に音樂がすき、化學がすき、或は哲學がすきて、女子は全く男子と異る趣味を有するてあらうか、又女子が物を見る時、男子と見るところのその見方が違ふてあらうかといふ問題がある。

之に對して私は、男子の爭鬪本能と女子の母心本能のあるのはほんとうてあると思ふ。飜つて之を生物學の方面から考へると、生物の原始狀態は無性繁殖と云つて雌雄男女の區別がない、例して云へばアメーバの如く自己分裂を行つて繁殖して行くのてある。故に雌雄男女の區別の出來たは子孫繁殖のみを以て目的としてゐるのてはといふ事が考へられる。然らば繁殖以外如何なる目的を有つてゐるてあらうか。無性性殖の時に於ては親と子との間に類似性はあるが變化性がないアメーバにしても何れが親て何れが子か分らぬ。即ち言葉を換へて云へば子孫の進歩發達を認むることが出來ない。然るに有性生殖に於ては親子の間に類似があると共に變化がある。兄弟の間にも皆それ〴〵肖てはゐるが違つてゐる。形態を異にするに止まらず性質も大變に違ふ。即ち有性生殖は變化を與へる。然らば男女雌雄の區別は繁殖を目的とするよりも變化を與へる爲めに生じたものであると考へることが出來る。殊に人間に於ては精神上の差別が必要て、違つた個々の人間が互に特長を發揮し、兩親と異つた考へを起し發見をすればこそ、文化を發展して人間の復雜な高尚な要求を充して行くことが出來るのてある。

## □男女の分業と其發達

斯樣に生物學から見れば男女の差別があるのは大に意味がある。男女といふものは身體に於て相違を見るのは明かてあるが、私は本能の上にも男女の差があると見る者てある。第一女子は子供を産み且つ育てる、之が女子に非常な樣々な特長を産む原因て、女子は産前十ヶ月之を胎内に養育し、産後又長年月之を養育する、私などは六歳迄母の乳を飲んだ、ずつと昔の人は十歳迄も飲ませた。其後と雖も獨立の出來る迄は、風雨と、動物と外敵から保護せねばならぬ。即ち母は胎内に居る時から自分の身命を抛つて保護したから母心本能を發達したのは當然てあると思ふ。

然らば父親はどうかといふと、男子は外敵や動物に對して闘はねばならぬ。昔の子供は今日の子供より丈夫て且つ動物

的であつたらうが、それとても大人の男子同様に山野を驅け廻れぬから、母親が一人を脊負へば一人の手をひく。うつかりすると一人が溝にはまるといふ具合で母親は子供の爲めに自分の家の近所より外居られない。そこで男が、一日山野を驅け巡つて狩獵をし、或は外敵と闘ふ。幾日も返らぬ事もある。だから母親は草根木皮や菓實を採り又之を保存せねばならぬ。そんなことで父親とても子を育む情を有つてゐるが母親に比べて之を發展せしむる機會に乏しかつたと共に、爭闘本能を發達せしむる機會にのみ置かれた今日でも女子はあまり爭闘を好まぬから戰爭は男がして女子はいつも止める方である。遊戯に於ても男子は勝負の遊戯を好む。一體戰爭は智識を發達せしむるものであるが、男子が常に戰爭に從事して智力を發達したのだと見てもよい。動物を獲るにも敵を斃すにも非常に策略を要し勇敢を要する。戰爭と狩獵とが人間の智力に發展せしむるは事實である。

## □社會上に於ける母心本能と其解放

以上述ぶるが如く男子が爭闘に從事し女が養護に從事した事實は、之は兩者が各それに適合する性情を有するからと斷ずるは必ずしも早計ではなからう。斯様に考へて來れば、女子の根本性能は母心本能にあるといふ事が出來る。之を更に社會上から觀るに、現に女子が參政權を得た結果はどうであるかといふと、今度の會議に於ても少年の勞働を廢止せよと云ふ母心本能を發揮してゐる。婦人の夜業禁止も之は婦人が弱くなると薄弱な子供が生れるからといふ母心本能である。米國が禁酒令を布くに至つたのも婦人の運動の結果て、これは酒飲みの子供程人間を墮落せしむるものはない。酒は一家を害するのみならず、子孫を害するといふ母心本能の發揮である。政府に仕へる婦人の工場監督官、衛生視察員なるものも、婦人の身體を健全にし子孫を擁護せんが爲めに出來てゐる。巡査の如きも刑事巡査などは滅多になく、必ず不良少年少女の取締に好んでなり、且つ其方面に長所を發揮してゐる。裁判官や陪審官にしても、男子と同じ職に就ても少年少女の犯罪といふ様な方に特長を發揮し、盡す方面が違ふ、女子は社會に出ても男子と違つた處をやるのである。決して男子と二重になるのではない、卽ち女子には女子の天眞があるのである。

女子に母心本能があればとて、私は女子は家庭内にのみ居るべきものとの意見を有つものではない。化學者となつても美術家となつても女子には女性の立場がある。其異つた立場から文化を復雜ならしむるのである。婦人の中に偉い人間の少いのは、男子の作つた社會の中に婦人が這入つてゐるからて、これからは男子のみで社會を獨占せずに、色々な方面に婦人も發展する機會を與へたい。けれどもそれは女子が男子と同様のものになる爲めてはない。西洋ても男子と同じものになりたいと努めた時代もあつたが、今日は女子は女子の天眞を發揮する爲めに自由なる天地を要求するのである。決して我儘にするのではない、何處に天眞があるかを發見するが爲めてあつて、そして男子のなし得ない處を女子が爲すのである。二十世紀は女子が自己を發見して自己を實現する時代だと思ふ。

# 家庭改良の根本意見

文學博士　吉田熊次

■今日の家庭は東洋の特產に非ず＝羅馬に於ける婦人權力の伸張■

家庭改良の問題を論するには、先づ第一家庭生活の起原から考へる必要がある今日の我々の有する如き家庭は、我國の特有又は東洋の特有であるかといふと、さうではない。希臘羅馬の時代の家庭も我國の家庭も餘り變りはない。猶太敎基督敎の淵源たる小亞細亞地方も大した違ひはない。團體の長は各方面を代表するもので、家庭內には絕對の權力を有した家庭組織の稍變つたのは羅馬時代で、家長が家族に對する權力を幾分制限して自由を許した。特に婦人にこれを許した。それは羅馬が征服者としての成金的社會から生れたのであつた。當時の羅馬は世界を攻略して大なる富をなしたから家族の者全體が使つた主人は多く外國に遠征して留守勝であつたから、自然家族の自由と奢侈贅澤が男女共に行はれた。結婚の如きも家長の不在に乘じて內緒で行はるゝ事も少くない富を澤山有する者は持參金を以て嫁入をし、婦人に財產權は始めはなかつたが、遂には其嫁自ら財產を所有する樣になり、秘書官に監理せしめ、旦那が奧樣から借りるといふ風にもなつた。斯くして次第に婦人の權利は伸び、自由結婚が盛んになつた。併し大體に於ては中世に於ても社會上、政治上婦人は氣の毒な地位にあつたと云はなくてはならぬ。

■家庭改良問題も佛革命の思想から＝ルートゼルの說ける三派の思想■

家庭改良問題は、此頃矢釜しくなつた民主主義や社會主義の運動と其起原を同うしてゐる。即ち何れも佛蘭西革命の思想から來てゐるのである。最初は自由平等が男女の中に限られたる人にのみ適用されたのであつて、今日の如く何人にも殊に女子に迄考へ及んではゐなかつた。それはルーソーの婦人に關する思想を見ても分る。佛蘭西で最初に選擧權を議せる時も、婦人に迄は及ぼさなかつた。「婦人權利の擁護」といふ書を現はした、メーリー、ウオルストン、クラフトは、佛蘭西革命に於てハーレランといふ人が、敎育改革論を議する時にルーソーの案に就て戒めたことを書いてゐる。此書は婦人運動の先驅をなしてなり、今日の社會改良論者の極端なる議論の基礎をなしてゐる、と見てもよい。此の社會改良論者は男女を通じて自由であり平等であると見るのであつて、今日の家庭改良意見の重なる處もそこである。

一九〇五年にルートセルといふ婦人が『社會及敎育上の團體としての家庭』といふ本を現はしたが、其中に家庭改良意見の主なるものとして三種の意見を紹介してゐる。第一は保守主義であつて、現在の生活に理由を附して之を認めるのである。第二は溫和主義であつて現在を基礎として進步的意見を加へてゐる。第三は極端なる改良論である。

■社會主義者の改良意見と＝婦人主義者の改良意見■

併し眞理は保守にも溫和にもなくして寧ろ極端にあると思ふ。溫和主義者の如き妥協說は机上の議論としてはいゝが實際的には空論である。極端派にも彼女の說によれば思想上から二つに分つとが

出來る。第一は社會主義者の改良意見で第二は婦人主義者の改良意見である。此二つは各種の新しい思想新しい社會運動と元は一つである。此派殊に社會主義者の主張する處の第一ヶ條は、女子の完全なる自由を要求するにある。即ち女子は男子と何れの點に於ても全く同一に取扱はるべきものであるといふ。第二は結婚に於ける自由といふことである。ルートセル女史は幾多の著者を引用して論じてゐる。獨逸のベーベル、英國のウエレル、バーナードショー等は大體に於て社會主義の家庭改良意見なるものである。此派の主張は經濟上も社會上も、婦人の人格の獨立を基礎として改善を施すべきだといふにある。故に結婚に於ても全く個人々々の意志に準じて定むべきものである。故に好みによつて結婚し好みによつて當然破壞すべしといふてゐる。或論者は戀愛の自由を論じ、戀愛の續いてゐる間だけ共同生活すべきであるといふ。

婦人主義者の意見も彼女は三つを數へてゐる。第一は婦人に對しても凡ての職業を解放すべしといふことゝて、第二は婦人の勞働賃金を男子と對等ならしむべしといふ。之は一般社會問題又は婦人問題と關聯するものであるが、第三に結婚も自由なる選擇に任して行ふべきものだといふ。永續的に束縛されてはいかぬ、其時々々の自由に任すべきものである。

### ■個人々々の瞬間の要求を眞と見る乎
＝自由平等を要求する眞の人格は如何■

温和派の主張は要するに右の極端派の説を緩和するに過ぎずして、基礎はやはり同一であると見てよい。之を非難するものは野蠻に歸するのだ、春秋の時代に歸るのだといふ。又道德上宗教上生物學上からも反對してゐるが、要するに家庭改良は、此の自由平等を要求する思想であると云ひ得る。之は人間自然の要求といふ事が出來る。人間は自分の存在を自覺すると共に、其權利を伸べんとするは當然で、佛蘭西革命後各種の社會運動に新しき生命を有つ所以であると思ふ。

併し乍ら茲に大に考慮を要するは、此の個人の要求なるものは、大人と子供と比較して、何も分らぬ子供の要求も眞の要求となすか。又は大人の瞬間に於ける要求を眞の要求とするか、或は又人間は何千年來經續的に團體的に發達して來てゐるのに、個人々々の瞬間毎の要求を眞の要求と見てよいかどうか。其瞬間的要求は果して永續的個人の要求を滿足する處の要求であるかどうか。

換言すれば個人を修養し、瞬間的要求の鍛練といふことが必要でないか、單に自分一個の滿足といふよりも、自分の働きによつて多數の人格をも滿足せしむるといふ要求、と如何に區別すべきであるか、人類全體の幸福に滿足するといふ要求に近行かなければ、眞の滿足根本的滿足ではないではあるまいか。單に偶然的の感情や一時の滿足を基礎として自由を要求するは、眞の人間の幸福なる叫びでないであらう。淘冶せられざる偶然的の要求を以て權利を主張するは、却つて人類を滅亡に導く基となりはしないか。

自由平等を主張するは尤もであるが、之を要求する眞の人格を定める必要がある。我等は先づ眞の人格の要求が何處にあるかを知つて、然る後に自由平等を主張すべきであらう。流行の思潮の表面的の要求に動かさるゝ事なしに、もう少し深い處に立脚すること、之が社會改良乃至家庭改良の根本意見となりはしまいか

# 兒童保護の問題

法學博士　男爵　阪谷芳郎

▲流を清めんとせば源より始めよ
▲日本は果して兒童の樂園なりや

多くある社會問題中何れが最も大切であるかといふことは容易に云へないが、兒童の社會改良問題はその最も大切なる一であると思ふ。されば先年東京市長として市の政治を兩三年間預つて居つた時多少の研究をして、一般に此方の考が缺けて居り、且つ日本の人の考が間違つてゐはしないかといふことを思つた。尤も日本の諺に子寶といふ通り子供を可愛がるが、社會の改良に就て兒童の改良に社會が留意せぬのは恰も水流を清めんとして水源の濁れるを抛つておく樣なもので、如何に下流の清澄を欲しても其の源泉に手を下さなければその目的を達することは出來ない。社會改良に就ては兒童の改善を怠つて成績を擧げんとするは困難である。

我國民はどちらかと云へば他の文明諸國よりも甚だ子供を大切にする性質を有つて居る樣である。これは日本は家族制度の國で、殊に皇室と國民は家長と家族と同樣の關係にある特種の國である。即ち天子樣は一番古い家柄で、國民は悉く皆それから分れた本家分家の關係で、國家を擧げて家族關係であるから、父子の關係の密接であり愛情の强烈なるもその爲めと私は見てゐる。講談落語芝居などを見ても子供の愛を題にしたものが多いのであつて、羽左衞門なり幸四郎なりが人をして泣かしめるのも此の親子の情愛を示した時に多い。外國人が日本は子供の樂園だとよくいふが、なるほど一寸淺草あたり遊びに行くにも、其他電車や汽車に乘つてゐるのを見ても子供を伴れてゐる人抱いてゐる人が多い。之は外國には少いのであつて、殊に集會などには子供を伴れて行くといふことは彼方にはない。彼等が子供の樂園だと思ふのは一應確に尤もであると思ふ。

▲我は子供を愛すれ共惡感化を與ふ
▲彼は獨立を强いて然る後に愛む

併し社會改良といふ見地から果して日本の兒童が幸福なりや否やといふことになると容易に首肯することは出來まい。子供を愛するといふ念慮は强いにしても、學術的智識的教育的に注意の缺けてゐるのは、また日本人の通弊のやうである。何れの家庭を見ても、子供を愛することの强い母親程、實は却つて子供に不良の感化を與へてゐるのは事實であらうたとへば、お宮詣りといつて、多く非常な贅澤をする。之は子供を愛するので

はない。子供はちつとも嬉しくない。何人お供がついてどんな衣物を着たかそんなことは分らぬ。要するに世間に對する不必要なみえである。處が實はみえたるに止まらずさういふ事を子供が自覺して來ると段々甘へて來る。我儘をいふ様になる。

出世してから贅澤するならまだしも、母親の懷を離れぬ内から身分不相應な虛榮の教育をするなどは飛んでもない誤りて、可愛がるといふよりは、おもちやにしてゐるのである。其結果身體まで壞す、日本の子供は意地を張るのが通弊でよき家庭ではお客の前で物をねだつたり、買つてくれと要求したりしない。意地をつける結果不良少年などにもなる。

斯様に考へて來ると日本が兒童の樂園だと西洋人に見られても奚んぞ知らん眞實なる意味の兒童の幸福はないのである。之に反して歐米を見るに、子供に對する愛情が著しく見えないけれども、常に監督し敎育的に育てゝ行く。殊に社會の同情が多いのである。先年私が亞米利加に行く船の中で、上海あたりから歸る夫婦伴れの西洋人が居つた。日本ならばまだ抱かれればならぬ子供を甲板の上に遊ばせて、氣を注けてはゐるが、日本の阿母さんのやうにそらあぶないといふ風に世話しない。抛つておく。其内倒れて頭を打ちつけて泣き出した。私の友人が親切に抱き起してやらうとすると、母親が之を制して起してくれてはならぬといふ。日本ならば倒れた子供を抱き起してやるのは親切な行爲として母親から感謝の言葉を受くる處であるのに、却つて叱られた友達は驚いて私の顏を見た。どうするかと見てゐると夫婦とも起してやらうとはしないから、子供は倒れた儘泣いてゐる。さうすると母親は側へ寄つて『さあ起きよ〳〵』と頻りに云つて居る子供は誰も起して吳れぬから、詮方なくやつとこさと起き上つた。すると母親は『よく起きた〳〵』と褒めるのである。日本ならばとうに抱き上げて菓子よ玩具よと大騷ぎで慊す處を、西洋は赤ん坊の内から獨立心を養成せしめて、起つた處で褒めるのである。どちらがよいかといふ事は最も明かであらう。

**▲英國は子供の爲に巨億の金を惜まず**
**我國にも兒童保護改良の施設を望む▼**

四十一年に私が英吉利に行つた頃は、丁度今の東京位の程度に自動車がぽつぽつ流行り出して居た。町はづれの一筋道は、市内の子供の樣に公園もないから、此邊の子供は皆往來で遊ぶ、處が流行り出した自動車が其田舍道を通るので從來兒童の占領してゐた此往來が危險になつた。兒童は其遊び場を失つた。そこで其當時議會に斯ういふ案が出た。それは村の子供は町の樣に設備がないから、往來で遊ぶのは當然の權利であり必要である。故に此往來に自動車を通すまい。それにはもう一本別に家の後の方に自動車を通す往來を作らうではないかといふのであつて、三億か四億圓もかゝる案を通過したことがあつた。

之れは全く兒童の遊び場所がなくなるといふそれだけで出來たのであつて、以て如何に社會が兒童を愛するかが分る。這麽ことは到底我國人の夢想だも及ばぬ所であらう。兒童の樂園と云はるゝ我國は、もつと智識的に兒童を愛し、兒童を敎養して、それ等の兒童がやがて善良なる社會を組織するやう、兒童保護兒童改良の社會的施設が起つて來なければならぬと思ふ。

（講演、文責記者）

# 私生子待遇法

法學博士　穗積重遠

## ■私生子虐待主義と私生子優待主義‖英吉利法は最も甚しき虐待主義■

私生子の問題はいまだ研究中であつて、私の斷案を申上ぐるのではない。私は法律中親族法殊に相續法に就て研究して居るので、先づ第一に私生子に如何なる地位を與へるかといふことが問題になる。それで諸君の御研究を乞ふ爲めに此問題を提出したのであつて、私の議論を申上ぐるのでないことを豫め御承知を乞ひたいと思ふ。

私生子とはいふ迄もない正當ならざる夫婦の間に生れた子である。即ち嫡出子でない處の者である。之を法律は如何に待遇するか、嫡出子と同樣な地位を與ふべきであるか、異る取扱をなすべきであるかを研究したいのである。試みに各國の種々な法例を調べて見ると、大體に於て二つに分けることが出來る、一は私生子虐待主義ともいふべきもので、私生子に不利益な地位を與へてゐる。最も著しきは英吉利法で日本では『父なし子』といふ言葉がある英國では『親なし子』と云つてゐる。此世に生れた以上、私生子であらうとも事實上の父母がある筈であるのに、英法に於ては認知といふことを許さず、何處迄も親子の關係を認めぬのである、其結果第一相續權がない。父親の相續權がないのみならず、母親からも相續することが出來ない。第二に父母から養つて貰ふことが出來ない。そこでそれでは可愛さうだといふので近來或程度の扶養料を出して貰ふことになつた。併しそれもまだ極めて微温的のものである。又英吉利法では一度私生子として届出た上は、其後に其父母が正當な婚姻をしても嫡出子にはならないのである。斯かる有樣だから社會上に於ても公職軍人等に排斥されてゐる。此頃それでは殘酷だといふ說が大分出て、或程度迄父母を認めなくてはならぬと唱ふるやうになつて來た。

## ■佛蘭西革命と『處女は信ぜらるべし』‖ナポレオン法は『父親の搜索を禁ず』■

佛蘭西も亦虐待主義であるが彼の革命時代に於ては私生子優待心理が行はれた。凡ての人は平等だといふのが佛蘭西革命の思想であるから、從來の私生子虐待の態度を飜して、『處女は信ぜらる可し』といふ言葉を生じた。それは私生子を生んだ母親の言葉を信ぜよといふのであつた。父親の誰だとい

ふことを母親が申出れば法律は直に之を認めたのである。然るに之は濫用せられて弊害を生じた。實際生んだ者でないのに父親と要求し、其財産に目をつけたり相續權を得やうとしたりしたので、其内ナポレオンが天下を取ることになつて、所謂ナポレオン法典が制定せられ、極端から極端に、之が佛蘭西の人情かも知れないが、今度は反對にその第三百四十條に於て、父の搜索は之を禁ず。といふ一條を設けて母親及私生子から父親の何人てあるといふ要求を禁じ、父自ら申出づるより外はない事となつた。處が之亦弊害が生じて度々議會の問題となり。一九一二年に、一八〇四年の佛蘭西民法改正案を提出して三百四十條を削除し、私生子は其父親を探すことが出來るやうになつた。けれどもそれてもまだ〳〵佛蘭西は虐待主義の方てある。

■日本民法は私生兒優待主義＝封建制度と家族制度との結果■

之に反して私生子優待主義がある。日本の民法は大體に於て優待主義といふことが出來る。我民法にては父親が知らぬと云つても母親が裁判所に訴へて親たることを認めしめる强制認知といふことさへある。母親の遺産を相續することが出來る。併し本妻の子があればそれは嫡出子として私生子卽ち庶子に對して一歩優先權がある。他の國には嫡出子と私生子との二つしかないが、日本には此外に庶子といふものを認めて三つに分つてゐる。私生子を父親が認めれば庶子となるのであつて私生子よりは一段上にある譯てある。て若し嫡出子が女であれば庶子の男子は、女の子を押のけて相續することが出來る。之は封建制度と家族制度との關係で、血統を重んじ男を尊んだ習俗からてある。普通の相續に於ては庶子は嫡出子の半分の分前を貰ひ得ることになつてゐる。

■虐待主義は風紀論優待主義は人道論＝寧ろ嫡出子私生子の名稱を全廢せよ■

さて然らば私生子の優待と虐待とは何れが正しいてあらうか。先づ何故に英吉利佛蘭西に於ては之を虐待するかといふと、婚姻を尊重する處から來て居るのてあつて、從つて婚姻以外の子を排斥するのてある。之は基督敎の精神から來てゐるやうに思ふ。我國の優待は家族制度からてあるが、根本の議論は一は風紀論てあり、一は人道論てあるといふことが出來やう。

男女關係の純潔を重んじ婚姻を尊重する精神は元より尤もな考てある。併しながら生れた子供に何の罪があるか、生れながらにして刻印を押し肩身狹く渡らしむるのは人道上確に殘酷な行爲てあると思ふ。そこで之は何ちらにも道理がある。然らば何れに重きをおくべきか、嫡出子と全然同樣におくべきてあるか、又は何の程度におくべきてあらうか。又法律上のみならず社會上の區別は今日の實際に於ては社會上の方が强いやうてある。不良少年の統計を調べて見ても私生子に最も多い。又子供の死亡率を調べて見ても私生子は非常に多く死ぬ。之は粗末に取扱はれる結果と見なければなるまい。又子供に對する犯罪、卽ち墮胎の如きは多く私生子の場合てある。之等も私生子虐待の結果と論ぜられてゐる。我國の民法に於ては可なり親子の關係も認めてゐるし、先づ〳〵

遺憾なきに近いが、社會上の取扱に就ては第一に考ふべきは私生子といふ名稱である。斯樣な名稱を附して嫡出子と區別するといふことは果してよいことかどうか。私は寧ろ代りの名前を考へるよりも、父不詳といふだけに止めて、嫡出だの私生だのといふ名前を全廢したいと思ふ。

## ■世界の私生子國たるは婚姻法の不備 ＝道徳上社會上實際の夫婦を認めしめよ＝■

一體嫡出子と私生子と何の位の割合になつて居るかといふことを一寸調べて見たが、大正三四五の三ヶ年間平均の出生嫡出子は一、九四六、〇九九人で、私生子は一九〇、三六七人であるから、先づ一割、十人の子供の内一人は私生子になつてゐる。之を世界各國に比べて見ると、英佛獨は最も少く、たしか墺地利あたりが一割位であつたと記憶してゐる。して見ると日本も之に比肩する處の私生子國といふことになるのであつて、之は先づ風紀の紊れてゐる結果と見ていゝかも知れぬ。併し私は日本が特別に歐米に比して紊れてゐるとは思はぬ。然らば之は正しく法律が私生子に非ざる者を私生子だけしてゐるからではあるまいか。斯う考へて來ると私生子だけの問題でなく、之は婚姻の問題に關係して來る。

我國の民法は風俗上道徳上社會上非難なき在來の式によつて日比谷の大神宮で結婚式を擧げ、親戚知人に披露をしても、戸籍吏に屆出をしない以上は法律は之を夫婦と認めないそこて、其正當な關係の子供であつても私生子か庶子となつて了ふのが割合に多いといふ事實がある。然らば法律上の婚姻の制度が正しくないのではないかといふ問題が茲に起つて來る。

法律といふものは一方に於て正確を期する、從つて形式主義を採るのも滿更無理ではない、假へば法律は何才以上でなければ父母の同意なくして婚姻するとは出來ぬ。又近親の結婚を禁じてゐるから、若し婚姻屆といふことを省略することゝなれば、果して其婚姻が之等の條件を具備してゐるかといふことが分らぬ。そこて戸籍吏に屆出しむれば之等の條件が具不具が一目瞭然となるので、此の制度を採つてゐる譯であるなるほどさうすれば、間違はないに違ひないが、私はもう少し法律の爲めの法律てなく、實際の爲めの法律たらしめたいと思ふ。それにはどうしたらよいか、風俗上道徳上社會上夫婦に相違ないものを、法律が夫婦と認めないのは確に缺陷て、事實上の夫婦てあるならば、之を認むることを原則としたい。手續上の不便はあつても原則は左樣に定めておくべきものであらう。さうなれば私生子の數は著しく減ずるであらう。

## 遊興税に就て內務省の通牒

遊興税は地方税中營業税雜種税中の特別税として曩に金澤市に賦課徴收を許可されし以來漸次各府縣に之が新税の機運を促進し既に仙臺、福井豐橋の各市も之が徴税を可決內務省に許可申請の手續に及び追て他府縣にも波及せんとするの機運を示せるが內務省は目下地方財政窮迫の折柄之によつて相當額の財源を與へ得べき見解の下に寧ろ普遍的に許可することに決し各地方長官に對し

遊興税は市町村にありては一割、府縣にありては五分、府縣市町村同時に賦課の場合は五分迄の範圍內に於て賦課徴税を許可する旨通牒を發せり

# 米國の禁酒理由

ガンデア博士

何故に亞米利加が禁酒令を出したかといふ事に就て、今玆に其の理由を述べやうと思ふのであるが、無論此の問題の全部を縷述する事は能ないから、唯其の一部を述べて見たいと思ふのである。

元來亞米利加國民は世界の何れの國民よりも酒呑みの國民であつたといふ事は、誰しも是れを認むる處であるが、さりとて古來からの飲酒國民ではなくて、寧ろ最近に於て如斯き飲酒國民の名を取つたのである。夜會なり集會なり又は政治等の場合には必ず酒が附物であつて、酒がなければ何事も爲し得ないといふ狀態の下にあつたが、現在では凡ての場合に於てそれ程重寳がられた酒を一切近付けぬといふ事になつた。一億萬を有する國で從來の習慣を打破して斯樣に禁酒する事になつたといふに就ては、其所には極めて大なる原因がなくてはならない。確なる理由が存しなくてはならない。

## □酒精が及ぼす身體の害毒

抑も此の禁酒を斷行するに至つたといふ事に就ては、二つの大なる理由がある。一は卽ち最も善良な男と女を養成しなければならないといふ事と他は健全なる國民を作らなければならないといふ事である。合衆國では最も善良なる男女を作出さなければならないといふ希望が極めて旺であつた。又た尋常の人民でなく最も健全な、そして最も秀れた國民とならなければならぬといふ事が冀望されて居る。けれども是れは獨り亞米利加國民のみの希望ではなく、何れの國民でも當然此の望みを有するものであるが、殊に日本人に於ては我國以上の優秀な國民になつて頂きたいと思ふのである。それには是非とも酒を除かなければならない。健全なる精神、强壯なる身體、敬虔なる信仰の發達を計るには何うしても酒を除かなければならない。亞米利加に於ても此の三つに對して害となる可きものは、酒精の含有する飲料であつて是れが非常に健康に害があるといふ事を確信してゐる。

## □禁酒問題と保險會社

亞米利加に於ては右の如くに飲酒の害に就て覺醒した人が隨分あつたけれども、團體として酒は人間を害するといふ事を主張したのは生命保險會社であつた。由來生命保險會社と

いふものは、無論禁酒會ではなくて、其の組織の上から觀れば營利を目的とした事業であつて、唯金さへ儲ければそれで能事畢れりといふ主義の爲めに設立されたのであるといふ事は何人も異論のない處である。契約した被保險人が其の契約に基いて掛金をして、病氣に罹れば夫れに相當する手當金を受けるし、若し不幸にして死亡するやうな場合があれば、其の家族に對して弔慰金を遣るといふ事が生命保險といふものの實際であるから、會社の立場から考へれば病氣や死亡は望む處ではなくて、寧ろ被保險人が何時迄も健全であつて欲しいのである。畢竟被保險人が健全であるといふ事は、それ丈け掛金が取れる事になるからである。其處で會社では人間の健康といふ事に就て研究を始めた。先づ最初として被保險人が長命する事に就て、平常飲料として居る酒精といふ者は如何なる害を人體に與へるかといふ事から手を染めた。其の結果酒精は人間の身體に大なる害を與へるものであるといふ結論を得て、大酒家には絶對に保險の契約を爲さない事になつた。或る保險會社の調査した統計に據ると、大酒家並に小量でも兎も角酒を飲む者は、普通の禁酒者より病氣に罹る率が倍であるといふ事を擧げてゐる。諸君が個人的に比較し考慮したならば、或は然うはならないかも知れないけれども、保險會社は一般的に統計を取つたのであるから確實であるといふ事は何人も拒む譯には行かないのである。そして死亡率に於ても飲酒家は一割二分多いといふ事を立證してゐる。

## □飲酒と能率との關係

謂ふ迄もなく健康なる身體を持つた人間がないならば、立派な國民を作出す事は出來ない。處が酒を飲む人は己れの力を十分に現はす事が能ないから、何うしても能率が低いといふ事になる。嘗て私が學校に於てフートボールを學むで、其選手の三人の中の一人となつた事がある。すると敎師を招いて稽古する事になつた時、其の敎師の言ふには決して選手たる者は酒を飲むでは不可ぬといふ事を第一に申渡された。勿論其の敎師は禁酒といふ事に就ては德義上の立場から謂つたものではなくて、唯勝負に勝つといふ點から何うしても禁酒しなければならぬと謂ふたのであつた。モル、フエーといふ有名なベースボールの敎師がチームを敎へる時に、合衆國に於て一等の選手になるには必ず酒を用ひてはならないと謂ふた。私も今敎へるには一つの條件がある。それは金錢上の問題ではなくて、絶對に禁酒するといふ堅い規約に記名せなければならぬといふ事である。何故私は斯る嚴格な手段と方法を採るか、それは私が敎込まふとする人は、其の人の七割や八割や乃至九割位の能率を出すのでは、到底立派な選手として辱しからざる主格を有する事は能ない。十割が十割の全能率を出し得る者でなければならぬと申渡されたのであつた。

今から數年前伊太利のピアナといふ有名な醫師が亞米利加に來た時に、盛大な其の歡迎會が催されて其の席上にシャンペンが出て居つたが、私は絶對にそれを飲まなかつた。すると或人が貴君は何故酒を飲まないのであるか、一杯位の小量の酒は飲むだとて別して害にもなる譯のものではないではないかと問はれた。私は其の時斯う答へた。成程あなたは然う

お考へになるかも知れないが、私は筋肉と精神を使用する必要から、何うしても酒を飲めば其の活動が完全でない。それて活動を完全ならしめんが爲めに禁酒して居るのであると。
何人と雖も酒を飲むと十分に能率が出ないといふ事は知つてゐる筈である。だから、結論は酒を飲めば完全なる一個の人間になれない。即ち最善を盡すといふ事が能ないから、何うしても立派な人間を作出すには、此の意味から人民の中から酒といふものを取除かなければならない事になるのである。

## □他人に及ぼす飲酒の害毒

元來亞米利加は凡ての點に於て勝を得たいといふ處から絕對の禁酒令を布いたのである。それから最う一つ學び得た點は飲酒の害は自分一人許りではなくて、他人をも害するといふ事を發見するに至つた。即ち酒といふものは人類を蠱毒する事の太甚しいものがあるといふ事を發見した。例へば河の流の原に毒を流せば、それが末流までにも及ぶやうに、飲酒者一人の身體許りではなく、其の子孫に至るまでも其の不都合な害を及ぼされるといふのである。健全なる人間を作出すには必ず其の父母が健全でなければならない。不健全なる父母の間から健全なる人間が生れ出やう筈がないのであるから、此の意味から酒精を含むだ飲料を廢して、健全なる人間を作出さうといふ事になつたのである。
英利吉のリツパブルのサラバントといふ醫師は、勞働者に及ぼす酒の害といふ事に就て調査したのであるが、其の結果に依ると飲酒家族と禁酒家族との間には、極めて大なる異があるといふ事を發見したのであつた。即ち飲酒家族の方は百人の出生兒の中五十五人は死亡してゐるにも係はらず、禁酒家族の方は百人の出生兒の内二十四人といふ半數以下てあつて其の差が三十一人てある。
又文部省から出した小學校に於て敎ゆる修身書て、ダクタデメーといふ人が作つた其の區別表を觀ると、禁酒の十家族に生れた六十一人の子供の中五人は死產し、二人は神經舞踏病で、二人は精神の發達が健全でない所謂低能兒で、二人は不具者てあつて差引五十人は完全に成長したのてあるが、飲酒の習慣ある十家族に生れた五十七人の子供の中二十五人は死產てあつて、神經舞踏病が六人て加もそれは腦膜炎の激しいものて、六人は低能兒、十人は不具者て完全に成長したものは僅に十人てある。他にも此の種の調査を試みた者が多いのてある。けれども何れも飲酒家族からは不具者及び精神病者等の不完全な人間が出るといふ事は疑ひを容られざる事實てある。其の上社會事業に携はつて種々と研究を爲しつゝある人達は、飲酒者の子は體質が極めて貧弱であつて、頗る虛弱であるにいふ事を發見した。親が酒を飲めば何うしても其の方へ生活費が割かれる、其處で家族は生活を困められて食物さへも十分に取る事が出來ないといふ原因からてあるが、更に又た父親の得た金は飲酒の爲めに消費されるから、小供を出來る丈け早く働かせなければならない。無論敎育する事などは出來ないから、結局、善良なる人民を作出すといふ主旨に相反する事になつて、遂に社會にも面白からざる影響を與へるといふ事に立至るから、是れは何うしても酒を取除か

なければならないといふ事になつたのである。

## □鑛山主から禁酒の誓願

亞米利加では啻に善良なる人民を作出すといふ事許りではなくて、それと同時に強い丈夫な人民を作出さなければならないといふ希望を懐いてゐる。換言すれば國民の能率をして十分に高い處へ登さうとする希望がある。這般の歐洲大戰亂には亞米利加も同盟軍に參加した時、石炭の缺乏を發見したのであつた。それは從來夜業などを遣らなかつたものが、夜業を開始したり又は其の他の事業の擴張などの爲めに何うしても石炭の供給が十分でない。けれども坑夫を殖やすといふ事は、俄に二百萬の軍人を歐洲の天地へ送るといふ上から考へても出來ない事であるから、何うしたなら此の缺乏を補ふ事が出來るであらう、といふ問題が起つた。政府は先づ其の鑛山の持主を召集して、如何にせば坑夫の能率を圖る事が出來るかといふ事に就て考へさせた、すると或洲では當時禁酒令を布いて實行してゐたが、其處の鑛山では禁酒の結果二十五プロセントの能率を增進する事が出來たといふ事であつて、其の理由とする處は即ち誤ちといふものが極めて減少し、椿事といふやうな事は殆どなく、又た賃銀を支拂ふた日は彼等は飲酒するが爲めに其の翌日はボンヤリとして、能率が出ないといふ弊害がなくなつて、平常と變りがないからである。是れと同樣の報告が西ボイジニヤ洲から來た。其處で鑛山の特主が集合して研究した結果は、石炭を堀出す所謂坑夫には是非とも禁酒令を布いて貰ひたい、然うすれば戰爭中に何れ丈の石炭を消費するかは知れないが、消費する丈の量は必ず供給しやうと申出た。勿論鑛山の持主は禁酒家ではないが、飲酒と能率の關係から痛切に禁酒といふ事を考へた迄であつた。

斯る意氣込みで亞米利加は何事にも能率の增進といふ事を考へたのであつた、だから二年間の戰爭中に於て造船された數とそれ以前の廿年間とは却つて其の時の方が多かつた。そして最も早く最も善く作上げた船渠は矢張禁酒を布いた洲であつた、だから禁酒は啻に石炭を掘出す能率を增進した許りでなく、造船の方面に於ても又た凡ての方面に於ても國民に益があつたといふ事は論ずる迄もない事であつて、此の事實の上から觀るも何うしても酒は人民の中から除かなければならないといふ事になつたのである。

御承知の如く亞米利加の國民は何事でも一番其の上に出やうとする心があつて、此の意味が酒を除く事を斷行せしめたのであつた。アカセ、サリピーといふ社會問題に關しては造詣の深い人が、或る時某新聞記者に語られた其の言葉の中に『亞米利加は禁酒令を布いた。是れは即ち世界の第一國に達する秘訣である』と述べて居られる。亞米利加は斯くして禁酒を斷行した。それが延いて加奈陀もドライ即ち禁酒國になつた。北部が全部然うなるのも遠い將來ではないといふ事を信ずる。亞米利加は斯して立派な國民にならうとしてゐるにも彼の拘はらず、歐洲のやうに此の方面に眼が醒めずに居るならば、必ず敗後に落ちて亞米利加が先に進む事になるのも當然でなければならない。（講演大要）

# 長生の術に就て

鄭濟會評議員　文學博士　井上哲次郎

## □長生術の由來

抑々長生の術とは讀んで字の如く長生きの方法である。此長生きは實に吾人に幸福を與ふる重大な問題であつて之を充分に說明せんとすれば多くの時間を要するのであるが、予は唯其の要領を陳ぶるに止めん。先づ長生の術を陳ぶるには之を二つに分類する。一つは肉體の衞生法であつて、此法は醫學專問家の領分に屬して居る。他の一つは精神修養上から見たる長生術である。予は肉體の衞生法に就ても幾分陳ぶるが、主として精神的長生術に就て陳べやうと思ふ。世には由來頑健にして何等の術を用ゐず自然に長生する人がある。之は全く天性で他の者は直ちに之を學ぶことは出來ないのである。けれども今一つ人爲的に長生することの出來る術がある。此術を研究し實行すれば宜しいのである。さうして夫に肉體上でも勿論研究すべき事柄は多々あるが、精神上にも大に研究を要すべき術があるのである。之は實に興味のある大問題であつて實際の例が澤山ある。茲に西洋の學者で長生術を研究した二人の人に就て陳べん。其の一人は獨逸のフヘランドで十八世紀に生れ十九世紀の初めに歿した人である、同氏はマクロビヤティック即ち長生學の書物を著はしたので、日本にも飜譯せられてある。さうして夫れは肉體上及精神の修養上より考へた有益の書物である。此人は元來醫者であるから醫學に關する著述は澤山あつて、其の書物の如きも早くより日本に來て居る。其の後今より三十年以前露國のミチンコクと申す學者が出て、フヘランドの長生學を大成することに努力した。此人は有力なる進化論者であるが、フヘランド程には精神的の方面を研究しなかつたけれども、却々〈有益の著述を殘して佛蘭西に客死した。其の他獨逸には長生に關する衞生上の著述は頗る澤山ある。

## □益軒の長生術と東西偉人の思想

我日本ではフヘランドの如き人と同樣又は夫れ以上に長生術を說きたる學者がある。貝原益軒の如き其の一人である。益軒が長生の學理や方法を實驗的に研究消化して書き著はしたるもの、養生訓、「長生術ありの論」其他種々のものがある。そして其論旨が東西暗合して居るは實に不思議である。又余は益軒の「長生術ありの論」を三十年前に見て深き興味

を抱いたものであるが、昨夜久し振りて之を讀んで見たが、又々一種特別の新しき感興に打たれたのである。　其の要點は何ても術と云ふものがある。長生にも術あらざるべからずとの緒言より滔々と陳べたもので、何れも益軒が衛生上及精神修養上に關する書物を讀破し、之を應用して實驗したる事柄を陳べた活ける結晶である。元來益軒は幼にして頗る虛弱であつて、實に風前の燈の如き有樣であつたが、唯精神修養と養生法を實行したることに依つて、幸に夭折を免れ非常に長生きして八十五歳の長壽を保つたのである。又彼れは老年に至るも意氣盛んなるものあり、八十歳を超えて「長生術ありの論」を書き、八十四歳にして彼れの全心全力を傾倒したる愼思錄を書き初めて、翌年即ち八十五歳の時に書き終つたのであつて、此一點を考へても吾人後世の者をして感奮激勵せしむるのである。益軒は實に偉い人である。

世には不幸にして傳染病に罹りて死するとか、天災地變に遇ふて最後を遂ぐるとか云ふことは別として、普通の場合に於ては衛生に注意することに依つて、長生することが出來るのである。吾人老年者は實に長生せることに由つて、世界大戰の終局の如き其他萬般の事柄を見屆けることが出來て、非常に愉快に感ずるのである。加藤弘之博士の如きは大正四年に死亡せられて、大戰の終局を見屆けることが出來なかつたことは實に不幸と謂はねばならぬ。博士は元來獨逸贔負の人であつたが、其の軍國主義、弱肉强食主義、侵略主義の獨逸が敗北して、平和主義、仁愛主義、人道主義、の聯合國が勝利を占めたと云ふことは、若し博士が存命して居られたならば、無意外に感ぜられたことてあらうと思ふ。又靑山胤通博士の如きも非常な獨逸崇拜者であつたが、今日の有樣を見ずして死し、醫者でありながら私よりも短命であつたことは、實に同情の至りである。

孔子は世界の三聖と云はるゝだけに、偉い御方であることは言ふを俟たぬが、論語の内に「死生命あり富貴天に在り」と云つて、所謂諦め主義を主張して居らるゝけれども、其の點だけはいけないと思ふ。先日帝大文科の坪井君が胃腸病であつたから、予は同君に醫師に診て貰ふ樣にと勸告したるに、同君は「若し胃癌であるならば天命だと思ふて諦めるより外はない」と云つて醫師に診て貰はれないのである。吾々東洋人殊に日本人には此諦め方が早過ぎる弊がある。元來人生は非常に樂しい。社會の爲めに貢獻して奮勵努力することは、大に愉快であるから、何處々々迄も積極的に猛進すべきてある。二千四百年前の孔子が若し今現存して居られたならば、予は此の諦め主義を質問し反駁して見ようと思ふのである。彼のフランクリンの樣な己が新運命を開拓した大精力家、大奮勵家、大努力家の如きは、實に尊敬すべき人物である。

併し長生者の内にも目は殆んど見えず耳は聞えず、其の上病氣でもあつて苦む人などは、長生することが幸福であるか、不幸であるかゞ疑問である。ストア學派の執る主義は右の如き場合は、自殺を奬勵して之を實行するのであるが、余は勿論自殺を奬勵する者ではない。

## □衛生上の注意

長生の術を列擧すれば、第一衛生上に注意すべし。衛生上に多少注意することと、絶對に注意せぬこととでは、そこに大變の違ひがある。私の學生時代の同級生中に、非常に强健肥大なる立派の學生も多くあつたが、衛生に不注意の爲めに慘憺たる最期を遂げたるものが多くある。又和田垣謙三君は本年四月死亡せられたが、其の時私は德島縣にありて親しく弔問することも出來なかつたが、聞く所に依れば、危篤となられた時、見舞に行かれた濱尾男爵に向ひ、今十年生きたいと言はれたさうである。夫れは實にさもあるべきことであると思ふ。併し同君は平素强烈なる酒を多量に飲用せられた爲めに、身體を害されたのであるから何とも

致し方がない。平素今少し注意せられたら善かつたに、惜むべし六十にして此世を去られた。私は幸にして六十五歳なるも。尚ほ斯く諸君の前に講演して格別の疲勞を感ぜぬのである。少しく衞生に注意すれば長生の術を得らるゝのである。

重野博士は學生時代に弱かつたさうであるが、湯島の聖堂に勉強して居つた時或る者が、水に掛りたるを見て大いに感じ自身も始め、永き間實行せられた爲め、八十四歳の長壽を保たれたとのことてある。諺にも事平生にありと云ふが、實に平素衞生に注意すると否とに依つて大變の懸隔を生ずるのである。有名なる小說家川上眉山は夜半に酒を飲み始めて、夜明けに寢る習慣のあつた人だが、遂に壯年時代に自殺して仕舞つた。又同じ小說家て菓子を澤山食べたことに依つて、三十一歳て亡くなつた人がある。

又江村專齋は學者と醫者を兼ねた人てあるが、百歳の長壽を保つた。後水尾上皇が其の長壽の秘訣に就き御下問になつたとき「臣平生唯些の一事を保つ。飮食些、思慮些、養生些、他に術あらんや」と奉答したとのことてある。確かにさうてある。暴飮暴食に依つて身體を害するものが實に多くある。二木謙三博士の如きは此專齋の說に深く同情同感を有して少食を實行して居らるゝが、至極結構のことてある。併し或る法學博士が極端に此少食主義を實行したる爲め、遂に腦溢血て仆れた。故に餘り極端に走るならば大事のエネルギーを起すべき原料を缺乏せしむる譯になるのてあるから、此極端主義を注意警戒せなければならぬ。

## □希望と樂觀

第二。希望を將來に投げ出す可し。夫れ絶望は自殺を惹き起し、希望は精神的生命の實質てある。大隈侯は百二十五歳迄プロジェクトしたのは敬服すべきだが却々喰へない老爺てある。又重野博士が七十になられた時、其の賀宴を紅葉館に開かれた。其の際博士の長生術に就て語られたことを記憶して居るが、夫れは第一衞生に注意すること。第二、希望を將來に投げ出すこと。第三、精神の不朽なる如く容貌の衰へざる樣注意すること。の三項てあつた。そして其の時十年後に洋行することを明言せられたので、私なども其の意氣の旺盛なるに驚いたが。果して之を實行せられて八十一歳の時に洋行せられた。歸路支那に立ち寄られて張之洞に遇つたとき、張之洞は博士の壯健なるに驚き。支那内地の巡遊を勸めたが、其の時博士は五年の後再び來りて、親しく内地を巡遊すべしとの約束をせられた。併し之は駄目てあつた、

第三。艱難憂苦を樂觀し去る可し。仁者は壽ながしと云ふのであるが、必ず長生きするや否やは各人の體質に依つて違ふけれども、大體に於て心に心配がなく、光風霽月の心を持つことが出來るから、長壽を保つことが出來る筈である。又禁酒の爲めに長生きをした人もあるが、酒を少々用ゐて長命であつた人も隨分ある。是れは其の少量の酒の爲めに艱難憂苦を樂觀したからてあらうと思ふ。彼の小野湖山の如きは大酒家てありながら九十歳迄生きたが。是れは例外てある。併し晩年になつて漸次酒量を減じたので、長命に效があつたらうと思ふ。又長命の人は餘り肥大長身の人に少なくして、所謂中肉中脊の人に多くある樣に思ふ。伊藤圭介氏の如き九十九歳の長壽を保たれ

たが、丈の低き小柄の人であつた。

## □社會公共の爲めの努力

第四社會公共の爲めに盡すべし。夫れ社會公共の爲めに献身的努力をなす時は、年齢の如きものは眼中になくなるのである。澁澤男爵の如きは既に八十一歳であるけれども、東奔西走是れ日も足らざる有樣を以て社會公共の爲めに活動し努力して居らるゝのである。商公孔子を子路に問ふ。子路答へず。孔子子路に向つて曰く「何ぞ答へざるや、其爲人や憤を發して食を忘れ、樂んで以て憂ひを忘る。老の將に至らんとするを知らずと云爾」と云はれたが、憤を發するとは發奮のことてある。以上の數言は孔子が自ら道の爲めに盡された熱誠を誠に能く穿たれた言で孔子は實に偉い人である。

又吾々教育家若くは宗教家は長生の術を遂行し得る上に於て便宜のことがある。夫れは常に青年學生に接し、之を薫陶し。教育することてある。此事が何時迄も吾々に若々しい元氣と精力を與へるのてある。青年學生も亦其の教師や宗教家の圓滿と老熟せる人格に接して、偉大なる感化を受けるのである。植物學者の說に由ると、平地に植林するのにも同じ譯があるとのことてある。卽ち所々に大木があつて。其間に若木を植ゑると非常に工合が宜しいとのことてある。若木は大木の根を助けるし、大木は高く天を蔽ふて若木を風雪から救ふと云ふ樣な風に互ひに助け合ふ妙理があるさうである。

## □精神上永久の樂と生命

第五精神上永久の樂を有すべし。學術研究の樂みは實に永久にして無限てある。宗教の事業も同樣である。此樂みを有するものは、一般的から云ふならば、肉體上長生きをするのてある。先づ德川時代の儒者で此の樂みを有したる佐藤一齋が八十七歳の長壽を保ち、貝原益軒は前に申した通り八十五歳迄長生きしたのは其の一例てある。又植物學者や園藝家や園丁などは、俗塵を離れて植物を友とし、利益とか利慾とか云ふ觀念と遠ざかる譯になるから長生きすると思ふ。又宗教家でも法然上人は八十歳親鸞上人は九十歳天海僧正は百八歳迄長生きした。又プラトン、カント、ギヨオテの如きも八十歳を超ゆる迄生き延びた。孔子は七十三歳孟子は八十餘歳釋迦は八十歳の長壽を保ち最後迄奮勵努力せられた。

一體肉體上の經過は之を圖解的に云ふならば、少青年の時は上昇式次に壯年の時は水平式で最後に老年に至れば下向式となるのであるが、精神上の狀態は少年の初めより老年の終り迄常に上昇式であることを忘れてはならぬ。最後に大切なるは精神的生命である。吾等は實に叙上の段階を經て此最後の精神的生命を握らねばならぬ。併し玆に注意すべきは心理的生命と精神的生命とは全然別種のものであるから、之を混同してはならぬと云ふ事てある。寺内伯が本年十月十八九日頃假死の狀態であつたが、其の狀態が永續すれば心理的の死亡であり、肉體的の死亡である。

精神的生命は之と異なり、肉體死するも精神死せざることを意味するのてある。例へば孔子の精神が永久の眞理と一致したるときは、永久に不滅のものとして現存するのてある。卽ち孔子の大精神と亦誠を顯はしたる論語の大部分が、永久の眞理と一致するとせば、孔子は永久の生命を有すると云ふとが出來る。吾人は御互に肉體的衞生と精神的修養を遂げ長生して、社會國家の爲めに奮勵努力するのみならず、吾等の精神が永遠不滅の生命を有するとを期すべきであると思ふ。

# 朝鮮の今昔観

男爵 澁澤榮一

## □朝鮮に對する最初の事業關係

朝鮮に關する昔語りを爲すの機會を與へられたるを光榮と思ふ。諸君が此の古き話と現代の新しき話とを對照せらるゝならば、多少御參考にもなり感興も起らるゝことゝ思ふ。私が之より話さんとすることは、政治に關せず重もに經濟上に就ての事柄である。併し政治と經濟と相關聯する事柄は、自然陳ぶることあるやも知れぬ。私は明治六年内地に銀行を經營し前後四十三年を繼續的に營みたるが故に、朝鮮も重もに銀行關係である。抑維新前の經濟界は其の範圍頗る狹く、金融上のことは總て秘密に行はれ、預金はなく、貸金も相互秘密を守つたのてある。然して其の金を返す期限なども能く守つたものである。當時の借用證文に「若し期限内に返濟せざるときは大勢の中にて御笑ひ被下度候」云々と書いたのは、其の笑はるゝことを眞に恥辱と思ふたからて、其の凜然たる氣象は、なか〳〵尊敬すべきであるが、飜て一面金融界の狀況を見渡すときには誠に幼稚なるものであることを察し得らるゝのである。

明治六年頃となりても金融界は未だ幼稚て、預金は誠に不足であり、金を借りる人々なども、銀行の報告に其の名前の記載せらるゝことを恐れたものである。併し其の當時私は考へた。此の日本の國を進めるには、今の樣てはいけない。歐米の制度を斟酌して新しき方法を創造せなければならぬと。だが其當時は株式其他の會社を組織することなどは、自分も知らず他の人々も知らなかつた。明治六年銀行を組織するにも三井、小野、島田などの富豪が組織したので、第一國立銀行と稱し朝鮮に支店を置きたるは明治十一年である。遠方に一支店を設くることは頗る突飛の感あるも其の當時の政府の奬勵もありたるためであつて、政府は五萬圓の金額を十年計りの年賦で安く貸して呉れた。是れが朝鮮に對する私の事業關係の最初であつた。

## □銀行支店開設後發展の經路

此の銀行の仕事は爲替、荷爲替等の便利を圖るに止り、誠に微々たるものであつたが、明治十六年頃から朝鮮政府の關係者たる英國人ロバート●ハークと申す人や、支那に顧問をして居たブラオンなどの盡力に依つて、朝鮮政府より同國の

税關出納事務を取扱ひ貰ひたしとの申込があつたので、之を快諾して仁川、釜山元山の三ヶ所に手を延ばして税關出納事務を取扱ふた、併し朝鮮人に對する商工業上の直接の關係薄く、誠に微々たるものであつたが、多少國際間の關係上將來何か善き事あらんとの希望を抱いて辛抱した。其の後日清戰爭となりて以來朝鮮の金融界に一大進歩發展を來たし、從來の出張所が支店となり、其の他京城平壤鎭南浦等に新設し、從來の分共八ヶ所の支店となつた。又明治廿七年より我が銀行は朝鮮の財政に關係することゝなつた。併し其の時日本には政府當局者間に、朝鮮に對する積極、消極論者各相半ばした。そして當時彼の恐るべき露國の鼻息如何により、我が當局者は銀行に對しても、或は制肘し或は督勵し或は特別の命令を下す等戰々兢々たる有樣であつた。併し積極 消極兩論何れにしても、愛國の至情より出てたるものであることは之を諒解せなければならぬ。我が第一銀行の如きも、色々なる矛盾せる命令を受けて左顧右眄の運命に陥つたことは屢てあつた。

## □京仁鐵道の滊笛

### 第一聲

私は又運輸交通の利器たる鐵道の緊要なることを思ふて挺身之に從ふ事にした朝鮮の如き新開地では、何でも必要なる事柄はどし〳〵斷行すべきことを感じ、其の手續を履んで釜山から京城、京城から仁川へ鐵道を敷設することに定つた。然るに其の後間もなく、例の王妃事件が突發して此の鐵道敷設事業に一大妨害を與へ、之が經營を阻止せしめた。遂にゼンス●モールスは吾々の京釜鐵道に承諾を與へざるとゝなり、銀行にも大影響を來して、我が國運の發展は妨害せられた

明治三十年大隈侯が外務省に居られたので、京仁鐵道の組合を設置する事が出來た、そして私は明治三十一年四月朝鮮に參つたのである。私は今迄度々話したことであるが、其の時京仁鐵道が米人に依りて敷設せられて、其の橋梁架説の爲め柱を卸す工事を實見の際、朝鮮人を驅役すること頗る殘酷にして、之を見るに忍びず誠に心苦しく感じた。其の工事が假設の儘シンヂケートで日本人の手に移つたので、百數十萬圓の金を政府から借りた。私は其の時此の工事に着手すべき日本鐵道會社の有力なる技師長たる安達太郎氏に一つの條件を要求した。それは此の工事に使役する朝鮮人を決して打つとか殴るとか、蹴るとかせぬことて、之を重要なる約束として守つて貰ひたいと嚴談し、其の誓言を徴したのである。之は私が曩に實見して此の一事を痛切に感じて居つたからである。工事が追々進捗して遂に竣功し明治三十三年開業式を行ふとゝなり、私は之に赴いた。朝鮮に始めて汽笛の聲を聞いたのは此時である。

## □京釜鐵道の落成

明治三十一年の夏京城より釜山迄の鐵道、朝鮮政府より許可せられたが、其の際明治三十二年に着手のことゝ、三ヶ年間に竣功のこと、その二條件を付せられた。工費は壹千數百萬圓を要し、なかなか困難の事業であつた、曩の京仁鐵道は小規模にして工費も少ないのみならず、三井、岩崎、大倉、安田其の他の援助者があつたが、此の京釜鐵道の方はさうでなかつたから、全國に株式を募集し政府

の保護を受けた。此の鐵道には阪谷、竹內兩君の如き又故人では尾崎三郎君の如き人々が、非常に力を與へて吳れた。明治三十六年我國と露國との關係が日を追ふて險惡となり、風雲愈々急となつた時に、政府當局者は此の京釜鐵道の竣功が軍事上焦眉の急なるを自覺し、急速に竣功する樣督勵したのである。當時の當局政治家などは實に勝手の者である。曩には色々と制肘を加へたのだが、今度は非常に性急に督勵したのである。兎に角鐵道工事は明治三十六年末に落成を告げた。落成後予は病氣の爲め監督することが出來ないので、古市博士が總裁となつて萬般の監督をせられ、日露戰爭後即ち明治三十九年より、此の鐵道は國有となつたのである。

## □銀行業の發達

金融界のことに就き今少しく陳べんに朝鮮には永き間兌換制度に由らず、紙幣發行のことなかりし爲め、金融を圓滿ならしむること能はず種々の不便なる事があつた。當局政治家は或は進めと云ひ或は退けと命じ、朝三暮四の監督を受けつゝある間に、我が第一銀行は追々發展して、紙幣を發行するの權を與へられて、屢取誠に喜ばしきことではあつたが、付けに遇ふて苦心慘憺の場合もあつた。併し朝鮮人も追々紙幣の取扱方に慣れて來た。目賀田男爵が朝鮮の財政顧問となられてから以後、金融上のことに關し種々監督指導を受け、幾多の便宜も與へられた。統監府が出來てから、同府より第一銀行支店ではいけないから、本店を立てるか或は別に銀行を設立する樣にとの內命を受け遂に明治四十二年新たに韓國銀行が出來て、釜山、仁川の第一銀行支店の事務一切は此の韓國銀行に引繼ぐことゝなつたのである。爾來十年後の今日朝鮮に於ける鐵道事業も、金融事業も其の他萬般のことと非常なる進步發展をなしたことは、實に驚く許りである。

## □朝鮮統治の希望

私は終りに現下の朝鮮に就き二三の希望を陳べて見たい。彼の寺內伯の「轉ぶを憂ひて走らせぬ流」の諸會社其の他に對する免許主義は最早時勢に遲れて居つていけない私が大正四年米國に參りたるとき大統領ルーズヴェルト氏は、此の統監政治を賞讃せられたのであるが、私は明白に否と答へたのである。次に朝鮮には綿の產地として地味の適して居る個所が隨分あるに拘はらず、其の割合に產額が上がらないのは甚だ遺憾である。此の產額を充分に增加する爲めに努力して貰ひたいと思ふ。又養蠶の如きも前途有望なるに拘はらず、其の割合に進まない。是れは最も優良なる蠶種を使用することを奬勵し、奮勵一番するならば必ずや著大なる效果があると思ふ。加之製糸業も密接の關係上大發展をなすに相違ない。又砂糖大根の會社なども、新設の願ひが二ケ所より出てたるに係はらず、種々の情實の爲め一つも創立とならぬが如きは甚だ面白くない。

最後に希望したきことは「我が內地人が朝鮮人に對する古き頭を根本より改造して、眞の兄弟たり姉妹たり同胞たるの友情愛心を以て接し又朝鮮人も總ての猜疑心や反抗心や敵愾心を起すことなく、溫良篤實の精神を以て內地人に接することである。そして此の七千萬の內鮮人が相互に和衷協同して、東洋及世界の永遠の平和を齎らす爲めに奮發興起したいと思ふのである。

（講演大要文責記者）

# 日本と朝鮮との關係

有馬純雄

某氏の朝鮮問題に就て異常の感に打たれた私は同志と計りて、死を決して事實探知に從事したのである。二週間や三週間朝鮮に行つて淺い見解から又外國宣教師の口車や、民族自決とかデモクラシーとか新らしい言葉を用ひたがる、淺薄な外國かぶれの傳道師、或は一部鮮人の言葉を聞て、吹聽する等、子供らしい、基督者が國家的觀念の稀薄にて愛國的精神の冷淡なるを嘆息す。基督者が殺されて如何だと言ひます。キリストは十字架の上でなんと言つた。又在世中ユダヤ獨立宣言の煽動を受けた時彼は民を警ましめたではないか。我儕は無駄な同情して益々不平をたかゝらしむるか、それとも日清日露に內地の男女が平和の爲め淚と血とを流した事を說いて、共同一致東洋平和確立の爲め、正義人道の蔭にかくれて、惡辣を計畫する歐米人の指導を默過すべきにあらず。女々しい同情等は無益有害であり、決して世を救ふ基督者の行動にあらず、私は言ふ朝鮮問題を一言にせば日本の基督者と世界の基督者の靈の戰である、愛の戰爭である、制度は何んでも善いではないか。私は日本の基督者が制度の蔭にあつて獻身犧牲を知り働らく時に誤解さへなければ言は難けれど又行ふは安いと思ふ。頭腦は民約說なるも正味は依然日本男子たれと古人と倶に其の赤心を忠君愛國者たらしめよ。と斯樣した立脚地と苦心の中より受くる報告をまとめて、紙上に朝鮮と日本との關係を羅列します。

（一）

茲に朝鮮と日本との關係が今日のやうになつた其成行に就て遠い事は擱て、近く德川幕府でも微かながら朝鮮と修交を通して居たから、御維新となつて明治の新政府は先づ宗對馬守をして王政の復古を報ぜしめ、其交際を修めやうとした處が、日本から送つた國書の中に大日本帝國皇帝詔勅の文字があるのは先例に違ふと云ふので朝鮮が應じないから、日本では使をやつて諭さしたけれ共彼朝鮮は頑として聽き入れない、時に朝鮮王は幼いから生父大院君が政を攝して盛に外國排斥の政策を取つて居つた。所へ日本から外務大丞花房義質をやつて東萊府吏に會ふて通商の爲めに草梁の日本館に外務少錄の役人を駐在さすことを相談さそうとしたが、東萊府吏は我官吏の斬髮姿が德川幕府の役人と違ふて居るのを見て、日本人も西洋人と交際して禽獸化したと云ふので、更に受附け無いのみか相交ることを差止め、若し交際したら斬罪にすると云ふ布令を出して我國を斥けたのである。

そこで日本は上下とも皆大に腹立てゝ朝鮮征伐の議論が盛に興つたが丁度、そこへ明治六年の九月先に歐米へ派遣せられて居た岩倉右大臣、大久保參議等が歸つて來て、先づ國の內治が急だから今外國に手を出すのは善くないと云ふので政府の議論が二派になり、結局朝鮮伐つべしの方がまけたが爲めに西鄉、江藤、板垣、後藤等の諸參議は皆辭職し、其れから江藤の佐賀の亂や西鄉の薩摩の騷動が起り、大久保もだまし打ちに遭ふて斃れると云ふ始末になつたのである。

それから明治八年九月運揚艦々長井上良馨が朝鮮の沿岸を測量した時、朝鮮の砲臺から大砲を打ち出したので井上艦長も之に應じて戰ひ、砲臺を陷れ進んで永宗城を取り大砲三十門を獲て還つた。そこで朝鮮論復盛になり政府は遂に陸軍中將參議黑田清隆を全權辨理大臣として、議官井上馨を副大臣として朝鮮にやつた處が、大院君は容易に聽入れないで談判が破裂にならうと迄したが、到頭屈して翌九年一月、日鮮條約十二個條を協定した、是が朝鮮政府が外國と條約を結んだ嚆矢である。それから翌る十年に花房義質を辨理公使となし朝鮮では守舊黨と開化黨の二派があつて大院君は守舊黨の頭で王の外戚閔氏の一族は開化黨で互に爭て居たが、遂に開化黨が勝て右のやうに日本と條約を結び、大院君の攝政をやめ國王親ら政をとることになり、明治十五年には開化黨內閣をつくり、兵制を改め日本武官を聘て敎師にして新式の練兵をしたり、王妃の族閔謙鎬の女(閔泳翊の妹)を太子妃となすなど閔氏の勢が非常に盛になつて來た。

そこで罷められた舊式兵等は反對の守舊黨につくと云ふことになり、それに都提調の職に居る閔謙鎬は舊兵に對し給米を與へず、偶々與へれば祿米の中に砂石を混込だので此等は大に腹を立てゝ官人を殺したので舊兵の首謀者を刑罰に處したが、それが一層の騷ぎとなり、閔謙鎬は捕り殺され、王妃も危ない處を逃れ、金輔鉉、李最應、閔昌植の當局の役人皆殺され、閔族の邸宅は荒され、我公使館も襲擊された、此騷動に我が練兵敎官中尉堀本禮造等七人も殺され、倘暴徒等は公使館に亂入しやうとしたから、花房公使は書記官近藤眞鋤大尉水野勝毅等二十人と共に七時間許りも必死と防いだが、暴徒は公使館に火をつけたので公使等は死を決して圍を衝て仁川に逃れつゝ、倘追ひ打ちに遭ひ巡査や語學生四人も殺され、公使はやつと一つの漁舟に乘り英國軍艦に救はれ、長崎につき此事を報告したので、茲に於て第三回の征韓論が又勃興した。

そこで外務卿井上馨を馬關にやり、花房公使に訓令し更に陸軍少將高島鞆之助海軍少將仁禮景範等に、各兵を率て公使を護らして朝鮮にやつたのは十五年の八月であつた。處が時に朝鮮政府に開化黨內閣仆れ大院君又政權を握つたものであるから、中々談判が捗らな

い、其處へ朝鮮が若し日本に征服されてはいかぬとして、支那では急に北洋水師提督丁汝昌を威遠艦に乗て馬山浦に向はせ、又呉長慶や馬建忠をして陸兵を率て京城に入り、日韓の間に調停をさして、大院君を囚へて天津に送り、濟物浦條約を結び償金五十萬圓を支拂はすことになり。謝罪使として正使朴泳厚、副使金晃植、随員徐光範、閔泳翊、金玉均を日本に派遣した。

（二）

前既に述べた大院君の亂が濟物浦條約で一旦すむと日本は竹添進一郎を辯理公使として朝鮮にやり。償金五十萬圓の中四十萬圓還して改革の費用に充ちさした處が時に支那は双方の調停を爲し、それから馬建忠を朝鮮政府の顧問にし、袁世凱に兵三千を率て朝鮮に駐屯させ、大に朝鮮の政治に干渉して居るので、朝鮮は支那に依頼して反て日本を輕蔑するやうになつた。謝罪使として來た朴泳厚等は日本の新文明を見て居るから心配して居つたが丁度其明治十七年八月支那と佛國と戰を始め支那軍艦十隻も沈められ五十人も死んだと云ふことで朝鮮の支那に依頼する事大根性も挫け、日本黨の勢力再び加はるに至つた。翌る六日大政一新の詔勅を出さうとする處へ、袁世凱は國王に謁見を請ひ許されないのであるから數百の兵を率て迫つて來て、王宮を護て居る日本兵と打合ひを始め、國王は怖れて韓兵に擁せられて出て清兵の方にゆかれ、彼等は益々勢力を得て清鮮兩國て我公使館を襲ふた、公使館は燒れる大尉磯村眞三以下日本人四十人の死傷も出來、公使は止む無く國旗を捲て歸る。改革黨の洪泳植は殺され金玉均、朴泳孝は逃れて來ると云ふ事て、仁川から軍艦日進に護衛されて歸國した。斯くして改革黨敗れ政權は忽ち事大黨の閔族に歸したが、日本ては外務卿井上馨を特派全權大臣として、陸軍中將高島鞆之助海軍大輔樺山資紀の二人に兵を以て護衛させて談判にやつた。償金や公使館敷地交附新築料並に兵營新築料等皆我要求を容れて、京城條約を結び謝罪使をよこさせた、又我政府は別に宮内卿伊藤博文を特派全權大使に農商務卿西郷從道を副使として支那にやり、清國全權大使李鴻章と會見して談判交渉をなし、兩國共朝鮮から撤兵すること、兩國の軍人教師を入れないこと、今後若し朝鮮に兵を出す必要がある時は互に文書て知照すること、等を約束した是が名高い天津條約である。

斯樣に日本と支那が爭ふたり引いたりして居るのを見て、隠れて其間に入りてよいことをしてやらうと狙ふて居た露國は、いよいよ手を出すに至り、支那に居る露公使ウエバーは朝鮮にやつて來て遂に陸路通商條約を締結して慶興府を開くに至り、露國は日々に其勢力を進めるやうになつた。此間英國の巨文島占領事件があり又防穀令事件があつた。防穀令事件とは二十二年に咸鏡道監督司趙秉式が日本へ米穀を輸入するのを禁したので、元山に居る日本人は四十萬圓の損をしたから此防穀令の廢止と損害の賠償とを談判したが、當時日本の勢力が無く其間何人も公使が代つたが中に聽入れ無いて殆ど破裂しやうとしたが、到頭大石正巳の時我要求を入れて條約を結ぶに至つたのである。それから日本に來て居る金朴等を殺さうとして朝鮮から刺客が幾人も來て、遂に金玉均は誘ひ出されて上海に銃殺され、朴泳孝は東京て危ぶない目に遂ふたが幸に免れ、其刺客は縛られたが之に遁る朝鮮公使箕燠は默て往ぬ、又上海の金玉均の遺骸は日本人が收めて日本に送る途中上海警察の爲めとらはれ朝鮮の依頼により軍艦て送てやる、朝鮮閔族は金を大逆無道の罪として六支の極刑に處し何日も晒し首にした後、朝鮮八道を擔き廻して見せると云ふやうなことて、日本人は清韓兩國政府のやり方に對し齒がみをせない者は無い有樣となつた。次て東學黨の亂が起る袁世凱は此れを機會に朝鮮を討ち平げやうと李鴻章と打合せ出兵する、日本もすかさず公使大鳥圭介を八重山艦にのせて往かしめ少將大島義昌の混成旅團をやると云ふことて、遂に二十七八年日清の大戰爭を起すに至つた。二十七年八月日清宣戰の公布となるや慰問大使を朝鮮にやり又大鳥公使に訓令して内政改革や鐵道敷設權開港等につき暫定合同條款を締結させ、次て日韓の暫定攻守同盟の條約までも締結するに至り、其獨立扶植と改革實行のために外務大臣井上馨を特命全權公使として派遣することになつた。

井上公使は改革の方案を立て、大院君を退隱させ主親の干渉を防ぎ、幾度か勸告の上朴泳孝や金宏集等を中心として聯立内閣を作り、政治の改革を圖らしたが、井上公使が日本に歸るや忽ち王妃はウエバーと結托して内閣を瓦解させ、朴泳孝は日本に逃げて來るといふ始末になつたから、井上公使は再び往いて閔族を斥け、金宏集を總理に朴定渴を内務に日本黨内閣を組織さした。處が三浦梧樓を駐韓公使として遣り代て井上公使歸るや、又閔族一族一派は日本黨を排斥し内閣の交迭を促せしかば、金宏集等の派は三浦公使を說き孔德里に隱居して居る大院君を起すことゝなり、大院君は二大隊率ゐて日本黨と合して王宮に亂入して　閔妃を殺したり手荒いことをやつた。日本政府は之を聞て大に驚き直に政務局長小村壽太郎を遣て善後策を講ぜさせ三浦公使以下を罷め柴四朗岡本柳之助等を拘し三度井上馨をやつた處が、朝鮮は上の者も下のものも皆日本を危險がつて露國に依賴しやうとし、露公使も頻りに日本反對黨をそゝのかして遂に露國水兵を京城に入るゝに至り、露國黨は勢を得て廿九年の二月には内閣の主なる大臣を殺し、國王や世子等も皆露國公使館に赴かれ死刑やら何やら氣味の惡いことである、これから露國の勢力は日に盛になつて露國士官て軍隊を訓練するやら露語學校を立てるやら、京城元山の電線を露國て接續するやら、朝鮮は殆ど露國黨て固め米人モールスは雲山金鑛の採掘權や、京仁鐵道の敷設權を得、佛人グリロイは京義鐵道敷設權、露人ブリノフは茂山鬱陵島の木材採伐權を得るなど、日本の勢力は殆ど皆無の有樣になつた。そこで我公使小村壽太郎と露公使ウエバーとの間に交涉があつて、漸く四ヶ條の覺書を取り交し、國王の還宮や、日本壯士の取締、鐵道の保護隊、居留地守備隊の兵數を定むるに至り、表面だけは多少穩になり、次て露皇帝ニコラス一世即位の戴冠式(廿九年六月)の爲め大使として山縣有朋參列した、序に山縣は露國外務大臣ロバノフと會議して朝鮮問題につき四ヶ條の協定書に調印した。此等のために日清戰爭て得た朝鮮に對する日本の優勝權も、自然に之を露

國にも制限することになり、それからウエーベー去りてスペール代て公使となるや、遂に外務大臣趙秉式と露韓合同條約をも調印し益勢力を扶殖するに至つた。朝鮮國王は露國公使の言を用ひ即位の大禮を行ふて國號を大韓と改め、年號も光武と變へ八道を十三道として各道に觀察使を置くやうになつた。處が又妙なもので餘り壓迫がヒドイから漸く、露國を厭ふ者が出來、一方では露國は滿洲に手を出しつゝあるので、日英の反對を氣遣ひ朝鮮から手をひき三十一年四月我外務大臣西德次郎と東京にある露公使ローゼンとの間に、議定書三ヶ條を協定して互に干渉しないことを約するに至つた。此の協定で商工業上に於ける日本の優勝權を認め爲めに京釜鐵道や木浦や鎭南浦や群山馬山城津平壤等の開港權を得るに至り、聊か日本の勢力を伸ばした、處が明治三十三年北清事變は露國に對し滿洲に兵を駐むるの口實を與へ、それからは彼は一意汲々として滿洲經營を進め、北清事變收つても依然撤兵せず、撤兵問題で交渉が繁き間に露國は又朝鮮の森林伐採特許地外である白馬山に入て樹木を伐り、日本から韓廷に迫つて詰問さすれば特許地域内であるの何のと應ぜないので、遂に白馬山地方森林會社保護の名の下に兵を義州に出し、森林監理趙性協に迫り鴨緑江左岸の龍巖浦を租借して海邊に砲臺を築き、漸く野心を暴露するに至り、日に危急を告ぐに至つたのである。日露の間愈々破裂と見て朝鮮は三十七年一月二十三日中立嚴守の聲明をして、日和を見つゝも露國に頼らうとしたが、仁川旅順の眞最初の我手際に目が覺めて、翌二月廿三日には日韓攻守同盟を結ぶに至り、其れから伊藤大使が往くやら報聘大使李止鎔が來るやら、露韓條約の廢棄となり次で日露の講和成るや、日露及日英の條約に於て朝鮮に對する日本の優勝權は確認せられ、遂に此處に朝鮮の外交權を日本に收めて保護國とすることになり、伊藤侯が韓國統監府官制發布と共に統監に任ぜられ、曾根子は副統監にと言ふ事で三十八年十二月二十一日の事であつた。當時内田良平氏を外交顧問として同伴された事はすでに世人の知らるゝ處であるが、韓國内治の有樣が又手に取る樣である。四十二年十月二十六日ハルビンの悲報伊藤侯の暗殺事件は又何にを裏書するものか。

伊藤侯の暗殺されるに次ぎ副統監曾根子を後任として事務をとらしめた。

四十三年桂内閣の時に、陸軍大臣寺内毅伯を任命して韓國併合條約と云ふ出來上つた後始末に任命し、四十三年八月二十三日韓國を朝鮮と改稱して總督府を京城に置き續いて寺内伯の武斷政治の威力に依つて行政の任は開かれた。時々不穩の傳はつたは民心を失つた爲か又併合を泣く朝鮮國士の叫びか、文官制を武斷制に變した不平か、統治は威力基より要する處である。例へ殖民政策とは云へ武斷のみにあらず。

大正五年時の内閣大隈伯の辭表捧呈と共に上京して十月九日内閣成立の親任式といふ事て、寺内伯の陰謀暗殺までに行はれずに歸國された。

## （三）

五年十月末長谷川元帥に朝鮮總督親任があつて、再び山縣伊三郎氏の政務總監となり、武斷政治の繼續は即ち昨今の朝鮮暴徒となり世間の耳目を惹くに至つたのである。又朝鮮は明治下半期に於ける日本救主であつた、支那と露國とは良友戰師であつた内政に於ては國民は議會に失望し政黨内閣に失望し失望の極は政治を以て政權爭奪ならば未だしもの事、甚だしきは利權攫取の競爭となした。此の時に際し國民の精神をして國家的に高調せしめたる者は、實に朝鮮問題ありしのみ朝鮮問題は燎火の警鐘に如し、屢々我が國民の惰民を驚かした。

世界講和會議の各國代表者の聲明は又民族自決となり、宣教師の鮮人煽動となり。基督教徒との反感となり我が德政を知らざる武斷政治の攻撃在野黨の熱となり。文官制復活の運動となり平民内閣たる當局の苦心又一方ならず結果海軍大將男爵齋藤實を復活せしめて總督に前内務大臣水野錬太郎を政務總監にし、憲兵制度を警察制度に改めたは英斷と言はれねばならぬ。

大正八年八月末日東京を出發して入鮮の日即ち新總督遭難事件は何を意味するか。

以上朝鮮半島の上に顯れた事柄の大略である、事實業の上に朝鮮は帝國民の仕事が多いのみでなく、將來國としての關係は非常に大切て、特に此の半島は世界に有望の地てある事は世人先覺の知らるゝ處である帝國が如何なる方法にて半島政治を成功するや實に一考を要す。

故に若輩ながら同志と結び、朝鮮新研究の結果を此れから報告する所以てある。即ち日鮮問題の歷史の研究は第一也。

帝國の建國の理想は德政也、四海兄弟の精神なれば宗教の貢獻する處多し、朝鮮政治は日本の基督信者と米國の基督者の戰ひてある。愛の戰ひてある。故に戰はざる可からず、方今文明の昭代振古未曾有の盛運を啓き國勢隆興するものは曾て我が宗教が國家に献替したるものあるが如し、將來も又國運と共に發展させればならぬ、蓋し光輝ある國勢に伴ふて進趨せしむる宗教は感情よりも智力のものあるが如し、鎌倉覇府の開くるや武士道最も先に發迹して而して其啓發の任は常に禪僧を以てす、大覺の時賴に於ける佛光の時宗に於ける師資の關係よりして二師の提携するや智を以て之を動かし仁を以て之を助け勇を以て之を成す、要するに智あれば仁あり、仁あれば必ず勇あり、誰か又現代指導の任に處せざらぬか、基督曰く骨折たる者まづその果實を得、我基督者は大なる機會と言はればならぬ。

## 會告

例年の通り新年懇話會を來る一月二十日頃麹町區丸の内鐵道協會に於て開催致す可き豫定に候間何卒萬障御繰合せ御出席爲被下度此段豫告候也。

追而御希望の方は前以つて其旨御通知被下度、開催期日確定（本月末頃判明の筈）次第早速御通知申上可く候。

大正八年十二月十日　廓清會本部

會員各位



# 伏魔殿吉原驅黴院の暴露（二）

## ―奇怪なる日本提警察署長―

看護婦　田口和子

斯うした殘虐なる有樣を見聞するに忍びないて、どうにかして無辜の奴隷を救ひ鄙に盲ひたる樓主を覺ます爲めに、他に自分の道を求めるの必要を痛感したのが第二の理由てあります。

第三の辭職理由は、最近檢査場に於る署長樣の訓辭に付いて、深く感動するところがあつたからてあります。

それは三日目に、婦長樣より止められる迄、熱心をもつてきゝ、且つ書き止めた記錄もあればそのまゝを玆に記しませう新任日本堤署長は、去る十月廿八日、廿九日、三十日に渡り、日々千人、內外の娼妓を集め、宣言遊ばした、冒頭先づ、

『人間として重んず可き物は何よりも道德てある。故に娼妓と云へども、今は立派な一つの人間てあるから、人の守る可き道をば守つてゆかればならぬ。何ても人はどうなつたつてかまはぬ、自分さへよけりやあー、云ふ氣になつてやゝもすればよくない所の客に、そゝのかされ、又は救世軍に飛び込んて自由廢業をやるなど〻云ふことがあるが、あれは大なる心得違ひてある。人と云ふ字はごらんの通り兩方から、持ちつ持たれつ、と云ふ意味て人間は相互ひに助け合ふてこそ始めて平和が保たれる、て、あなたがたもよくそこを考へまして困つた時に借りたのてあると云ふ助金の事を思へば、決してそんな不心得を起されるはづの物てないから、どふかもふ今日限り自由廢業なんかと云ふわけのわからぬまれはよして頂きたい、それは救世軍に行くと早速「ウンソーカ、それは法律にも是々だから、廢業するがい〻……」と計りて、何が何ても、スポーンと、やつて了ひますが、そこて道德と云ふが大切になり、あなたがたにわからぬと困るのてある、なる程人身賣買と云ふことは、もうとふの昔明治五年から法律て禁じてあります、それて、只今の關係は、單に金錢の貸借と云ふにとゞまり、何も、人身賣買てはありません。それから、自由廢業と云ふことも又法律上あるには在るが、さう云ふ事をしてはいつまでもあなたがたは、世のかくれびと〻ならればならぬ。何故かならば、何百圓何千圓と云ふ金を拂はずに出るのてあるから、世の中が、廣く渡れる道理がない。よく私が自由廢業者にお前はかたぎになつて、返すと云ふが何百圓の金が、どうして、いつ拂へる？」とき〻ますと「そりや、あなた子の代になるか孫の代になるかわかりませんよ！」等と云ふのてあります。その通り實際に於て、今時、いくら稼いだ所て、一時に何百圓何千圓の金を、取る事は出來ぬ。それをあなたがたは、樓主のお蔭て、親や兄弟を離なく救ふて、貰つてるんだから、五年や六年の辛抱は、どんな事があらふとも仕通されば噓てある。そんな德義のない事をして、資本家を困らせてはならぬ。斯る事を私が云へば、あなたがたは、或は「こんどの署長は主人計りの味方をして、自分たちを、苦しめる」と云ふかも知れぬが、待つてらつしやい。今に主人の耳も痛くなるから』と云ふのて、どんな痛棒を叫んて下さるかと、待ち居れば

『次は、お客に對する心得て、自分たちはどうせ、いやしい稼業なんだから、誰の前だつて、かまふもんかと、云ふ氣になり、無暗みと物をねだつたり、客の食べない先きにドンブリや酒魚の摘み食ひをしたりしてはならぬ。そんなことしては直ちに客の方てあきが來て、再度と、來なくなる、世の中と云ふは、先程も云つた樣に持ちつ持たれつて、客がなければあなたがたの商賣も駄目になるよりほか致し方ないから、どうかこれからそんなぶしつけはしない樣に、それから、新造衆や牛太郞先生が花魁を客にねだらせて祝儀を取ると云ふ風があるが、あれは改めなければいかん、こゝにはさう云ふ者はあるまいが、よくほかには、祝儀が少ないと當りが惡い、新造、やりて牛太郞先生がある』……と、こゝて一同、大笑ひし、たしかに、妓共たちを連れて來てる、おばさん連は耳が痛んだに違ひない

次は

『禮儀作法に付いて、述べておきたい事は、先日、私が院長さんと、この檢査場へ、視に來た。其の時或る者は、尻を捲くつて火鉢のへりて、堂々と紙を使つてる又或人は、ころがつたまゝ、巻煙草をスウ〱吹かしてると云ふ風て、實に

私は一眼で思ひました「これが日本第一の吉原花魁かしら」と。だがまあ是からは親しんで貰ふとして、又誰一人、おじぎをする者がない、私はまだ見知らなかつたから無理はないとしても、院長様は常にあなたがたが、出入りしてお世話になつてるんだから、あゝした時には、禮の一つ位はしてもいゝと思ふ、否！是非ともそれはしなければならぬのである。殊に此頃は亞米利加から社會研究をする、有名な人が來て居られるから、道端に於てでもよく氣をつけて、不しだらな行ひを土産にされぬ様にして貰ひたい……』と『次には、衛生を重んじて、洗滌場を設けて貰ひ、嚴重に洗滌をやると云ふ事である。アメリカにはこれが非常にきびしいのです、でもし、主人が自分とこにはそんな必要がないとでも云つたら、どし／＼屆けて頂きたい。先日、各樓主方を集めても云ひ渡したことですが、あなたがたは愛と情を持ちあくまで吾が子供と思つて接せよと、それで皆さんも、又あくまで恩となさけを持つて敬まふてゆかればならぬ。次に煙草を呑む事に付て、これは法律でも、廿歳未滿の者は、呑むことを禁じてあるにもかゝはらず、幼者やあなたがたには澤山ある。往來等で、巡査が「幾つだ」と、年をきけば、煙草を呑んでる時は、十七八九歳の者が「私は廿一です」二てすなんて、すまあしてる。呑んでないに聞けば十七です十八ですとほんとの事を云ふ……是れは改めないと、法律の違反者となる、それから、先づきなふも云つた様に、現代ではもふ、人身賣買でないからあなたがたの人格を高めるため、昔の様な張店は絶對にやめてしまつたのである。故に客を呼んだり、顔をヒョク／＼のれんから、突き出したりするのは、自分から人權を下げ品物扱ひをして貰つてる事になるのみならず、罰金になるんだから……もし番臺に居る牛太郎や、おばさんたちが呼び込め、顔を出せと云つたら「いゝえ、私は署長さんからきゝましたからそんなことをして、品物にはなりません。なぶり物にはされませんよ」と云ふがいゝです、それでもきかればいつでも警察にお屆けなさい、主人の方をこらしてやるから……』と『次は、客の中にミダリに大金を使ひ、又は品物を運び與へると云ふ様な時に、それが事實金持ちの家の息子てゝもあれば決してかまはないてゝが、身分不相應な金錢を使ふ様の者があつたら、自分一人の利益を考へずに、廣く大きく、目を社會全體の上に注ぎ早速に樓主へ云ふなり警察へ直接に知らして貰ふなり、して頂きたい。それでないと泥棒は、いゝ氣になつて、益々惡事を働らき社會を害するに至るから！』『終りに私の今迄管轄して居つた所の遊廓では、娼妓に裁縫や、活花、茶の道を、日を定め一時間位宛、敎へる事にして、之に吳紅女學校と云ふ様な、名をつけ將來、家を持つ時の用意に備へて居た所、成績がよくなつたから、そこで皆さんもこれから、協議をし樓主に頼むがいゝです、そしたら警察でも、盡力して設けさせる様に云ひ渡すから、あなたがたも、一度はかたぎになり、お嫁にゆく人たちです、或は二頭馬車や自働車に乘つて、廻る人もあるだろふ、そんな時に、恥をかいてはならぬから……』

以上の訓話が濟むと、如何に知識の淺い私も、餘りに古るい、所謂る官僚的氣分の多いのを憐む、と同時に是を矯正し不合理な點を指摘し心づかしめむと直ちに立ち、幾千の姉妹に代りて質問す可く、許可を乞ひしに、初めには一巡査にていよ／＼斷はられ、次の日は署長様の許可あるにもかゝはらず、三業側や樓主たちが私の質問の矢を、さえぎり止め、皆を歸らしめたので、後へ殘り、貴賓室にいらつしやる、署長様と對座し順々に相語らむとし、語りつゝ、あるを小川樓主（東京府會議員）が、横合ひから

「お前さんが、そんなことをきいて、どふする？看護婦に何も必要はないだらう、まあ／＼、そんなにきゝたいなら、院長の手を經て警察にゆくがいゝ、今日は署長さんも、もうおくたびれになつてらつしやるからさあ、署長さん、どふも御苦勞様で、ヘイッ」

なんて、いらぬおせつかいを、何べんとはなしに云つて、私を遠ざけ様／＼とし遂に署長様の茶道具を片づけてしまひ、手を引かんばかりに、署長様を去らしめたのである。私の問ひ質したい點は、他でもなかつたが、國家の定めた法律で、何故、此の人たちに向つて許り實行するのを止めだてをするのか、法律は法律道徳は道徳と何故、別々に離して說かねばならぬのだらふか。法律と云ふ者が全然道徳と關係のないものなら國家は、法律など設けないがいゝと思ふ事。況してや道徳の點から說くとなれば、世の中に、貸座敷業者程道徳に、相叛した業は又とない事。未成年者が煙草を呑むと云ふ事が法律に違背するならば、自由廢業が法律上に設けられあるにもかゝはらず之れを、なすは不心得などゝ止めだてするのも、法律上の違背者になりはすまいかと思ふ事。ましてや禁令の人身賣買を名義だけ金錢の貸借となし、事實に於ては、立派に犯して居る樓主は、大きな（道徳上にも法律上にも）違叛者ではなからふか？と云ふ事。顔を店に晒らすのが、人權に係れると云ふ所から、張店なる者を廢したのであれば、いつそ寫眞も取つてしまつて、貰ひたい。何故なれば寫眞は、もとより：やはり本人各自の顔に違ひはないのであるから、之れを晒らすのは取りも直さず人權を無視してる物である、のみならず、却つて弊害の多い事は同じ一人りの人間を、髮や姿を變へて寫し直し多人數居る様に店頭へ晒らして、客の心を欺いて居る事や。番臺の直ぐ後や、横手の一室には相變らず昔の張店と一點も違はず、紅白粉に固まつた、けば／＼しい粧ひして控へてゐる事。何れにしても害のみ多くして、人權に係はる事故、今は速やかに、全然公娼制度其物を廢す可きであると云ふ事。又演說中の自己の賣物のみ考へないで、廣く大きく社會全體と云ふ方面に眼を注げとの言葉に對し、若しほんとに社會に眼を注ぐなら即時に遊廓商賣は止めなくてはならぬ筈だと思ふ事。等であります。

これは、あの時ずつと署長様と語らして、下すつたら、何も、今更ら、誌上で、述べる必要もないんだけれど、萬止むを得ずして、筆を執らしめたのは、樓主さんたちに、感謝をする次第です。序で乍ら、私のことに、付いて、各樓主は、病院長に向ひ「あんな看護婦を採用してゐたのが惡い」院長をぶち殺せ等と云つて、苦情を申し込むそふです。そして、院長も辭職なさるやも知れぬとのをですが私はこれを特に、廣く、大きく、社會全體に訴へて、きゝたいのであります。

# 編輯之後

▼長野縣では愈々明春四月一日から張店が禁止せらるゝ事となつた。且つ妓夫は十二月限りで廢止となり廻し制度を改めて時間制とするさうである。神奈川縣小田原でも張店廢止問題が矢釜しくなり、愈々寫眞に改むることに決定した。

▼濱松は嘗て遊廓市營論などゝいふ奇怪千萬な議論が起つて安部磯雄氏が本誌上に之を痛擊せられたことがあつたが、又目下移轉問題が起つて敷地の爭奪戰が激しく、遂に市會に於て敷地市營論を唱ふるものが出て來た。之は爭奪戰の弊害を免れんとするよりも市政の財源とせんとするにあるらしく、鼻持もならぬ有樣である。

▼京都府立第一高女では、生徒が教師の噂を投書したのが問題となつて停學を命ぜられると、生徒一同が之を過酷としてその解除運動をしてゐるといふ話。それに就て大阪毎日紙に一卒業生として校長の反省を求むると、更に校長は自分は佛蘭西文を讀んでるの、幾册もの雜誌を讀んでるの、ベルグソンがどうの、どういふ主義で教育してるのと、丸で見當放れの辨明の投書が出てゐた。すると又今度は一生徒として、そんな博學の廣告は嘲蔑の外何の効能もないと、痛烈に校長を嘲つてゐる。

▼師弟の關係が頽れて生徒が教師を金を出して買つてゐる樣な心持になつてゐる現代の有樣を嘆かはしく思つてゐた自分は、これでは尤もだと思はざるを得なかつた、生徒のいふ處の方が餘程筋道が通つてゐて、校長のいふ處は衒學、而も我々から見ると至極淺薄な衒學一方で、全く讀まれない。遍歷教育者だの、生徒の節操を弄んでゐる樣な教育家だの、擯排つて暴れ出す教育家だのに、敬意を表せよといふのは全く以て無理だと思ふ。教育者の改造、之は確に急務中の急務だ。

▼近頃警視廳と外務省とがいがみ合つてゐる事件がある。それは先頃佛蘭西マツサージといふ看板で賣淫した科で檢擧された女が、拘留處分を終つて出獄し又某處に巢を構へた。警視廳は之に對し管內から追放を命じた。處が外務省では何か此女が役に立つ事があるといふので、警視廳に抗議を申込んでゴタ〳〵中だといふ。馬鹿な話があつたものだ。

▼紐育警察署では新に十八歳から二十五歳迄の女子三十名を募集して飛行學校に入學せしめることになつた志願者は學術試驗と體格檢査とを受けた上で、入學を許さるべく、在學中の制服その他の費用は總て自辨の筈である。同警察では現に百十名の男の飛行生徒と、百三十四名の職業飛行家を持つてゐるが、今度の女子飛行生が卒業の後は、婦人警察隊の一部として飛行機による警察事務に從事する豫定だといふ。

▼倫敦では婦人巡査を採用してから、賣娼婦の跋扈が非常に減じた。劇場料理店カツフエー等に巡回して取締る結果、彼等の巢窟のやうであつた是等の場所が段々清められ、料理屋でも上等の料理屋では私娼と見ると拒絶する樣になつた。ピカデリーと云へば散娼の本場と見做されてゐたが、玆にも彼等の徘徊する姿を見出さなくなつた。

▼此間大阪朝日の主催で婦人會關西聯合大會が催された集まる者無慮四千に達し、思想の向上、趣味健康を高むる事、陋習の打破等につき組織的行動を取らんことを申合せ、平塚雷鳥、睟道博士、塚本はま子、山田わか子の講演があつた。確に有益な企てゝあつたと思ふ。東京でも婦人の活動がもつと起りさうなものですね。

▼最も大きい點からいふと、愛國婦人會などは百萬の會員を有し、百六十二萬の基金と年利子八萬圓の財力を有して相變らず依々として眠つてゐるのは困つたものだ。折角定款を改めて一般社會の救濟事業にも手を出すことの出來る樣になつたのにも不拘、未だに何一つ手を附けないといふのは、戰後婦人問題の世界的進步に對して、恥辱極まる有樣である。

▼無鐵砲で有名な中橋文相のする仕事の內にも、中には面白いのもある。習字の廢止論や、口語體の採用の如きはそれである。元來が事務家だけに、習字の樣なものが時代遲れて實質なものでないこと、六ケ敷い面倒な形式文章を改めて口語體にするといふ樣なことは特に實務家だけによく分ると見える。今度高師の保科教授が、通牒照會書信祝詞訓令等四十三種の口語文例を作つて近く文官會議に附し、各省一齊に使用せしむる豫定だといふ。

▼十二月七日の廓清會演說會が終つて、十時半頃歸る途中、今度建つた救世軍本營前迄來ると、幾百人といふ人數が救世軍に押掛けて大騷ぎをしてゐる、聞いて見ると、日本大學の宗教科の學生が皇室中心主義の路傍傳道をしてゐた。すぐ又側の救世軍前では同軍の士官が同じく路傍傳道をしてゐた。すると救世軍の方で太鼓を叩き自分達の集會の邪魔をしたといふので、皇室中心主義の反對者である。と叫んで多數の野次馬を煽動し、殺倒して山室軍平氏の謝罪を求めんとひしめいてゐると分つた。

▼勿論山室氏は不在であるから自宅へ實行委員數名が押かけるといふ。石田友治君と共に群集を制し乍ら苦々しい事と思つて其夜は歸宅したがそれから毎晩々々皇室中心主義反對撲滅演說會などゝいふものを開き、更に同所に路傍の攻擊演說をやつてゐる。

▼何れ救世軍側の態度も惡かつたであらうが、苟も宗教の說教をする者が、一寸したいきさつを捕へ、皇室中心主義の反對教などと叫び野次馬の後援を借り、毎夜騷擾して快とするなどは沙汰の限りである。（白萩生）


大正八年十二月十日印刷（毎月一回十日發行）
大正八年十二月十日發行（一部定價金拾八錢）

編輯發行人　神田區今川小路二丁目三番地　伊藤秀吉
印刷人　小石川區大塚窪町一番地　久保民生
印刷所　本郷區眞砂町三十六番地　日東印刷株式會社
發行所　神田區表猿樂町十番地　廓清會發行所
電話神田三八〇一番
振替東京二七〇七二番

（大正七年十一月一日第三種郵便物認可）
（大正八年十二月十日印刷納本）（毎月一回十日發行）

大賣捌所　東京堂、東海堂、上田屋、警醒社、北隆館、良明堂、

定價壹冊金拾八錢

廓　清　復刻版　全33冊

1980年 6 月30日　一揃定価30万円

発行者　北　村　正　光

発行所　株式会社　龍　渓　書　舎

〒101 東京都千代田区神田小川町3-28-7
電話 03(233)0441(代)・振替東京3-76123

印刷・製本　日本プリントセンター